

令和5年度宮城県黒川高等学校 安全対策マニュアル

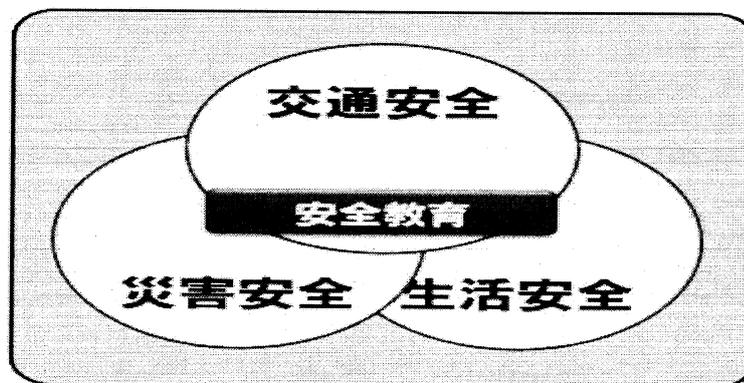
令和5年4月1日

1	安全対策マニュアル	1
2	三段階の危機管理の考え	1
3	学校の災害リスク整理表	2
4	学校の防災対策整理表	3
5	大和町ハザードマップ	4
6	大和町内の避難場所・避難所一覧	5
7	教職員の動員体制	6～7
8	気象庁の特別警報などの防災気象報	8
9	教育職員の配備	8～9
	職員緊急連絡網	9
10	災害対策本部組織と任務	10
11	情報連絡体制図	11
12	地震対応マニュアル	12
13	台風・大雨・大雪対応マニュアル	13
14	不審者発生時の対応	14～15
15	犯罪予告・不審物等があった場合の対応	16
16	弾道ミサイル発射等に係る対応	17～18
17	傷病者発生時の対応（熱中症含む）	19
18	緊急時持ち出し品，重要書類保管場所一覧	20
19	備品・備蓄品保管一覧	21
20	大規模災害時における緊急連絡カード	22
21	避難確認カード	23
22	安否確認の方法	24
23	事故・災害用安否確認様式	25
24	防災訓練の基本姿勢	
	①授業中の地震，②授業中の火災	26
	③放課後の地震，④地域連携	27
	第1回防災避難訓練実施要項	28～29
	防災設備設置場所（校舎内）・（校地内）	30～31
	緊急時避難経路図（校舎内）・（校地内）	32～33
	緊急時避難経路図（学校外）	34
	災害時の具体的対処の例	35～39
25	学校再開に向けた対応	40
26	地域学校安全委員会の設置・運営について	41～42
27	生徒用リーフレット（生徒手帳記載）	43
28	災害用伝言ダイヤル「171」	44
29	学校医・医療機関一覧表	45
30	令和5年度火元責任者	46
31	令和5年度学校安全計画	47
32	安全点検表（教室用）	48

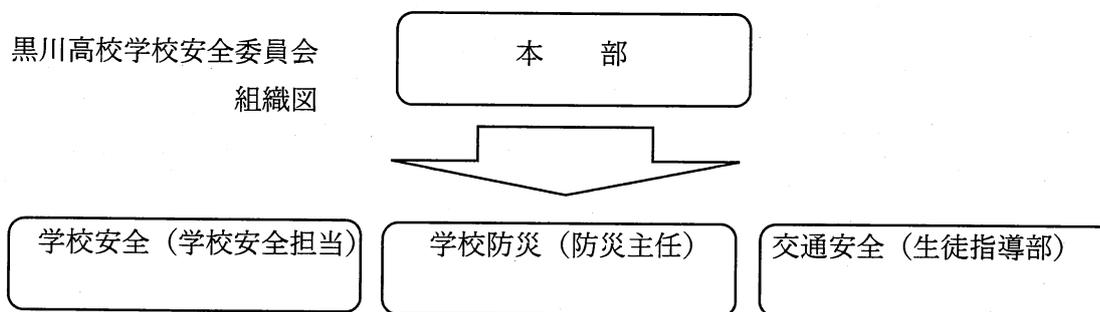
1 宮城県黒川高等学校安全対策マニュアル

各学校においては、学校保健安全法第29条に基づき、「危険等発生時対処要領」を策定することとなっている。

この「危険等発生時対処要領」は、各学校において「防犯マニュアル」「不審者対応マニュアル」「災害発生時マニュアル」等、危険の対象毎に分けられ、整備されることが多い。指針では、地震等の災害に対する「危険等発生時対処要領」を「学校防災マニュアル」と呼び、本校において東日本大震災や、台風での教訓を踏まえた、その作成のポイントについて「宮城県黒川高等学校安全対策マニュアル」にまとめている。



黒川高校学校安全委員会
組織図



2 三段階の危機管理の考え

「宮城県黒川高等学校安全対策マニュアル」においては、危機管理の段階を

- ①「事前の危機管理」年間計画・動員体制・避難訓練実施計画例等
- ②「発生時の危機管理」初期対応・二次対策・安否確認等・引き渡し・学校待機等
- ③「発生後の危機管理」避難所協力・学校再開に向けた対応等

の3つに分けて整理のうえ、それぞれの段階において対応すべき事項を網羅的に規定する。

3 学校の災害リスク整理表

学校名：宮城県黒川高等学校

令和5年4月1日現在

過去の被害状況	
災害名	学校の被害状況や所在する地域の被害状況
平成27年関東・東北豪雨	周辺の道路が冠水し、通行止め箇所が多くあった。近くの善川が氾濫し本校体育館1階及びグラウンドが水没した。
令和元年東日本台風	周辺の道路が冠水し、通行止め箇所が多くあった。近くの善川が氾濫し本校体育館1階及びグラウンドが水没した。
令和4年福島県沖を震源とする地震	総合実習棟壁面クラック、機械科実習棟暖房破損、音楽室楽器・エアコン破損、美術室銅像破損、被服室テレビ破損等

基本情報					
学校の標高	15m				
校舎階数(高さ)	4階	屋上有無	有	避難可能な階までの高さ	3m
避難所指定の有無	無	対象の災害			
避難場所指定の有無	有	対象の災害	地震	土砂災害	大規模火災

自治体発表の各種ハザードマップ想定(学校及び学校周辺のリスクで該当するものは何か)

大雨による洪水被害想定 (ハザードマップ作成年月日 令和5年4月1日現在)

対象となる河川	① 善川	② 吉田川	
河川から学校までの距離	① 0.3km	② 0.6km	
学校の浸水深(グラウンド、体育館1階)	3m ※最大想定		
その他の情報(周辺の河川の状況等)	学校グラウンド及びその北側が低地である。学校東側に三つの河川の合流地点があり過去に何度も氾濫している。		

噴火による被害想定 (ハザードマップ作成年月日 令和5年4月1日現在)

対象の活火山	鳴子		
火口からの学校までの距離	3.6km		
融雪型火山泥流想定の有無	無	泥流到達予想時間	約 分後
降灰想定の有無	無	降灰の量	0cm
その他の情報(周辺の状況等)	837(承和4)年5月23日水蒸気噴火、噴火場所は湯沼周辺		

土砂災害による被害想定(なし) (ハザードマップ作成年月日 令和5年4月1日現在)

被害想定場所	その他()		
警戒区域の別			
想定した土砂災害の別			
その他の情報(周辺の状況等)			

津波による被害想定(なし) (ハザードマップ作成年月日 令和5年4月1日現在)

海(河川)から学校までの距離	km		
学校の浸水深	m ※最大想定		
その他の情報(周辺の状況等)			

原子力災害による防護措置 (ハザードマップ作成年月日 令和5年4月1日現在)

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の別	該当していない		
その他の情報(周辺の状況等)	女川原発から黒川高校まで直線距離で52km、2011年の東京電力福島第1原発事故の際は、発電所から20km圏内に避難指示が出された。		

その他の災害リスク

4 学校の防災対策整理表

学校名：宮城県黒川高等学校

令和5年4月1日現在

学校外の避難場所						
避難場所（柴崎地区）	場所1	大和中学校	所要時間	徒歩 約20分	想定災害	地震・洪水・土砂災害・内水氾濫・大火災・火山現象
	場所2	吉岡小学校	所要時間	徒歩 約20分	想定災害	地震・洪水・土砂災害・内水氾濫・大火災・火山現象
	場所3		所要時間		想定災害	
洪水において、学校外の避難場所への時間的猶予がない場合や、近隣に被害を免れる高所の避難場所がない場合						
校内の避難場所	南校舎及び北校舎2～4階		高さ	3～12m	避難可能人数	1000人

防災設備、避難経路図	
防災設備設置場所	別紙 防災設備設置場所 校舎内・校地内 参照
校舎内避難経路図	別紙 緊急時避難経路図（校舎内）参照
校地内避難経路図	別紙 緊急時避難経路図（校地内）参照
学校外避難場所への避難経路図	別紙 緊急時避難経路図（学校外）参照

備蓄食料					
児童生徒用(防災備蓄セット)	1日 445食分 (7kg77g米, 水・445人)	保管場所	北校舎3階防災倉庫	※備蓄食料リストは別紙で確認	
教職員用(防災備蓄セット)	1日 60食分 (7kg77g米, 水・60人)	保管場所	北校舎3階防災倉庫		
主な食料	飲料水 (1152)	保管場所	北校舎3階防災倉庫		

備蓄物品					
主な衣料・寝具	毛布 (200), レスキューシート (851), 化学機炉 (240), 石油ストーブ(8)	保管場所	北校舎3階防災倉庫・売店隣油庫	※備蓄物品リストは別紙で確認	
主な日用雑貨	懐中電灯 (30), 生理用品 (2352), トランジスタメガホン (2)	保管場所	北校舎3階防災倉庫・保健室・技師倉庫		
主な応急対応資機材	発電機 (1), ハロゲンランプスタンド (1), 充電式ランタン (8)	保管場所	北校舎3階防災倉庫・売店隣油庫		
主な生活用資機材	携帯トイレ (1051), トイレレットペーパー (100), マスク (22500)	保管場所	北校舎3階防災倉庫		

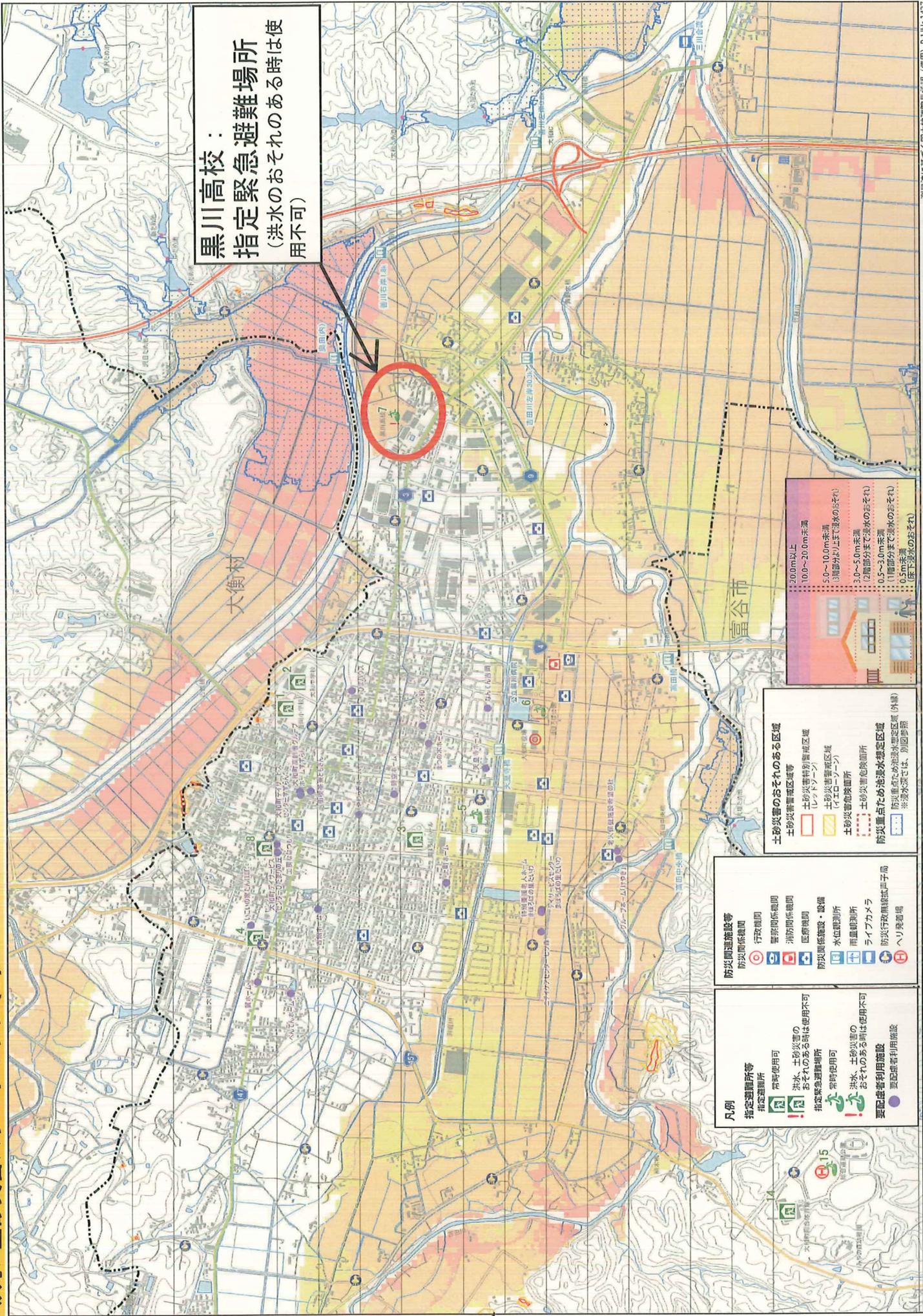
学校が所在する自治体及び近隣の自治体並びに地域の担当の連携先、緊急時連絡先						
市町村災害対策本部連絡先	担当部署名	大和町総務課危機対策室				
	電話	022-345-1112	FAX	022-345-4852	e-mail	
	担当部署名	大郷町総務課交通防災課				
	電話	022-359-5500	FAX	022-359-3287	e-mail	
	担当部署名	大衡村総務課				
	電話	022-345-5111	FAX	022-345-4853	e-mail	
地域（自主防災組織）代表者、役員等担当者	担当部署名	富谷市総務課防災安全課				
	電話	022-358-3180	FAX	022-358-2259	e-mail	
緊急時連絡先	役職	大和町柴崎地区 区長（学校評議員）	名前		連絡先	担当者が把握
	役職		名前		連絡先	
	担当部署名	大和警察署				
	電話	022-345-0101	FAX	022-345-0101	e-mail	
	担当部署名	黒川消防署				
	電話	022-435-4161	FAX	022-345-0012	e-mail	
	担当部署名	教育庁総務課 総務班				
	電話	022-211-3611	FAX	022-211-3699	e-mail	
	担当部署名	高校教育課 管理運営班				
	電話	022-211-3623	FAX	022-211-3696	e-mail	
	担当部署名	施設整備課 県立施設第二班				
	電話	022-211-3554	FAX	022-211-3354	e-mail	
担当部署名	保健体育安全課 学校安全・防災班					
電話	022-211-3669	FAX	022-211-3796	e-mail		
担当部署名	教職員課 県立学校人事班					
電話	022-211-3633	FAX	022-211-3698	e-mail		

自治体の緊急避難場所・避難所としての指定状況 ※避難所としての指定について、指定の有無に関わらず整理しておく									
緊急避難場所としての指定	指定の別	地震	○	津波	×	高潮	×	洪水	○
		内水氾濫	×	土砂災害	○	大火災	○	()	
避難場所	グラウンド							収容想定人数	2000人
避難所としての指定 ※()内は、感染症流行時の対応人数	×	避難所運営マニュアルの策定			×	想定避難人数		人	()
原子力災害としての避難所指定	×	避難元自治体名							

安全点検	
別紙安全点検表にもとづき定期的に安全点検を行うものとする。(点検担当：火元責任者 別紙「30 令和5年度火元責任者一覧」参照)	
安全点検	別紙 安全点検表 参照

洪水・土砂災害ハザードマップ(5)

500m 0 1:15,000



黒川高校：
指定緊急避難場所
 (洪水のおそれのある時は使
 用不可)

凡例

指定避難所等
 指定避難所
 常設使用可
 洪水、土砂災害の
 おそれのある時は使用不可

指定緊急避難場所
 常設使用可
 洪水、土砂災害の
 おそれのある時は使用不可

要配慮者利用施設
 要配慮者利用施設

防災関連施設等

防災関係機関
 行政機関
 警察関係機関
 消防関係機関
 医療機関
 防災関係施設・設備
 水圧観測所
 雨量観測所
 ライフカメラ
 防災行政無線拡声子高
 ヘリ発着場

土砂災害のおそれのある区域

土砂災害警戒区域等
 土砂災害特別警戒区域
 土砂災害警戒区域
 (イエローゾーン)
 土砂災害危険箇所
 土砂災害危険箇所
 防災重点ため池浸水想定区域
 防災重点ため池浸水想定区域(外縁)
 ※浸水深では、別図参照

2.00m以上
 10.0~20.0m未満
 5.0~10.0m未満
 3.0~5.0m未満
 0.5~3.0m未満
 0.5m未満
 (浸水深のおそれ)
 (浸水深のおそれ)
 (浸水深のおそれ)
 (浸水深のおそれ)
 (浸水深のおそれ)
 (浸水深のおそれ)

6. 大和田内の避難場所・避難所一覧

大和田ハザードマップ

No	施設名称 ※1	施設所在地	電話番号	指定緊急避難場所 ※4	指定避難場所 ※5	災害種別ごとの適否				収容地区 ※3	
						地震	洪水 計画規模 (L1)	土砂 災害 (L2)	内水 氾濫		大火災
1	吉岡小学校	吉岡字町裏32	345-4571	○	○	○	○	○	○	○	吉岡(柴崎、志田町、上町、中町、下町)、吉岡(高田、清水、葦)、落合(舞野、蒔袋の一部、まいの、大新(海老沢))
2	大和中学校	吉岡字権現堂25	345-2321	○	○	○	○	○	○	○	吉岡(柴崎、志田町、上町、中町、下町)、吉岡(高田、清水、葦)、落合(舞野、蒔袋の一部、大新(海老沢))
3	まほろばホール (★)	吉岡南二丁目4-14	344-4401	○	○	○	○	○	○	○	吉岡(上町、中町、城内東、吉岡南、吉岡まほろば)、吉岡(高田、清水、葦)
4	町民研修センター	吉岡字古館25-1	345-3454	○	○	○	○	○	○	○	吉岡(城内中、城内西)
5	吉岡南中央公園	吉岡南三丁目3-4	—	○	○	○	○	○	○	○	吉岡
6	まほろば公園	吉岡まほろば一丁目1-1	—	○	○	○	○	○	○	○	特に指定なし
7	宮城県黒川高等学校(校庭)	吉岡字東柴崎62	—	○	○	○	○	○	○	○	吉岡(柴崎、吉岡東)、落合(舞野、蒔袋の一部)
8	ひたまりの丘	吉岡字館下88	345-7220	○	○	○	○	○	○	○	高齢者、障がい者対象
9	宮床小学校	宮床字四辻85-6	346-2005	○	○	○	○	○	○	○	宮床(難波、小野、もみじヶ丘、杜の丘を除く)
10	宮床小学校難波校舎	宮床字中山29	347-8016	○	○	○	○	○	○	○	宮床(難波)
11	宮床中学校	宮床字四辻13-7	346-2006	○	○	○	○	○	○	○	宮床(難波、小野、もみじヶ丘、杜の丘を除く)
12	宮床基幹集落センター	宮床字下小路64	346-2826(公衆)	○	○	○	○	○	○	○	宮床(難波、小野、もみじヶ丘、杜の丘を除く)
13	宮床レクリエーション広場	宮床字下小路64	—	○	○	○	○	○	○	○	宮床(難波、小野、もみじヶ丘、杜の丘を除く)
14	大和田総合体育館	宮床字松倉92	346-2178	○	○	○	○	○	○	○	宮床(山田)、吉岡(高田、清水)
15	大和田総合運動公園	宮床字松倉92	—	○	○	○	○	○	○	○	特に指定なし【広域避難場所】
16	小野小学校	もみじヶ丘二丁目3	358-9221	○	○	○	○	○	○	○	宮床(小野、もみじヶ丘、杜の丘)
17	ふれあいの杜	杜の丘一丁目13	348-1060	○	○	○	○	○	○	○	宮床(小野、もみじヶ丘、杜の丘)
18	わかば公園	もみじヶ丘三丁目30	—	○	○	○	○	○	○	○	宮床(小野、もみじヶ丘、杜の丘)
19	吉田小学校	吉田字寺野東62-1	345-2444	○	○	○	○	○	○	○	吉田(高田、清水、葦を除く)
20	吉田教育ふれあいセンター (★)	吉田字仁和多利16	345-3009	○	○	○	○	○	○	○	吉田(高田、清水、葦を除く)
21	吉田コミュニティセンター	吉田字寺野東32	345-8321	○	○	○	○	○	○	○	吉田(高田、清水、葦を除く)
22	四十八滝運動公園	吉田字台ヶ森北35-9	—	○	○	○	○	○	○	○	宮床(難波)、吉岡(金取南)
23	鶴巣小学校	鶴巣北目大崎字岸172	343-2251	○	○	○	○	○	○	○	鶴巣
24	鶴巣教育ふれあいセンター	鶴巣北目大崎字塚64	343-2138	○	○	○	○	○	○	○	鶴巣
25	鶴巣防災センター (★)	鶴巣北目大崎字岸121-2	343-2395(公衆)	○	○	○	○	○	○	○	鶴巣(下草、砂金沢、北目、大崎)
26	北目レクリエーション広場	鶴巣北目大崎字長在家畑5	—	○	○	○	○	○	○	○	鶴巣(山田、太田、小鶴沢)
27	鶴巣山田レクリエーション広場	鶴巣太田字吉町田13-1	—	○	○	○	○	○	○	○	落合(舞野、蒔袋の一部を除く)
28	落合小学校	落合相川字若木164-1	345-3004	○	○	○	○	○	○	○	落合(舞野、蒔袋の一部を除く)
29	落合教育ふれあいセンター (★)	落合相川字長者原32	345-4058	○	○	○	○	○	○	○	落合(舞野、蒔袋の一部を除く)
30	三ヶ内レクリエーション広場	落合三ヶ内字北沢35	—	○	○	○	○	○	○	○	落合(三ヶ内、報恩寺)
31	ダイナヒルズ運動公園	松坂平二丁目1-9	—	○	○	○	○	○	○	○	特に指定なし【広域避難場所】

※1 (★)は、洪水時主要避難所です。

※2 計画規模 (L1)、最大規模 (L2)については、P13、P14の説明を参照して下さい。

※3 収容対象地区を示していますが、浸水の状況により避難が困難な場合は、最寄りの避難所に避難して下さい。

※4 指定緊急避難場所：屋外に避難ができる場所 ※5 指定避難場所：屋内に避難できること

7 教職員の動員体制

(1) 警戒配備（0号配備）

配備発令基準	<p>○県内に大雨、洪水又は高潮（以下「大雨等」という。）の警報が発表されたとき</p> <p>○県内で震度4（実測値）の地震が観測されたとき〔所在する市区町村で震度4（実測値）の地震が観測された所属は、自動的に警戒配備0号が発令されたものとみなす〕</p> <p>○県内に大雨等の注意報が発表され、かつ被害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき</p> <p>○その他特に教育長が必要と認めたとき</p>				
本部設置	本部設置なし（情報収集、連絡活動）				
本部長（校長）		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<p>・配備につく。</p> <p>・情報収集を指示する。（気象情報、警報等）</p>	<p>・必要に応じて対応する。</p>	<p>・配備につき情報収集にあたる。</p> <p>本部長（学校）との連携</p>	<p>・必要に応じて対応する。</p>	<p>・情報を確認する。</p> <p>通常の活動を行う。</p>	<p>・必要に応じて対応する。</p>

(2) 特別警戒配備（1号配備）

配備発令基準	<p>○宮城県に津波注意報が発表されたとき（あらかじめ津波に対する特別警戒配備編成計画を作成した所属は、自動的に特別警戒配備1号が発令されたものとみなす）</p> <p>○県内で震度5弱（実測値）の地震が観測されたとき〔所在する市区町村で震度5弱（実測値）の地震が観測された所属は、自動的に特別警戒配備1号が発令されたものとみなす〕</p> <p>○県内で震度4（実測値）の地震が観測され、被害が発生したとき</p> <p>○北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき〔あらかじめ津波に対する特別警戒配備編成計画を作成した所属は、自動的に特別警戒配備1号が発令されたものとみなす〕</p> <p>○栗駒山、鳴子、蔵王山に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき又は噴火警報（火口周辺）が発表されたとき</p> <p>○県内で台風による災害が予想されるとき</p> <p>○県内に大雨等の警報が発表され、かつ広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき○その他特に教育長が必要と認めたとき</p>				
本部設置	警戒本部設置（安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策）				
本部長（校長）		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<p>・直ちに配備につく</p> <p>地震・生徒の安全確認・施設破損状況を確認させる。</p> <p>津波・各種状況を確認し待機、避難を迅速に判断する。</p> <p>その他災害・気象情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。</p> <p>・教育委員会への報告</p>	<p>・直ちに学校での配置につく。</p> <p>・災害の情報状況を確認し、必要に応じた対応を指示する（生徒の安全確保、施設の破損状況の確認、登校の判断等）</p> <p>・教育委員会への報告</p>	<p>・直ちに配備につく。</p> <p>・待機、避難を指示する（放送等）</p> <p>・情報を収集する（気象情報・警報、氾濫警戒情報等）</p> <p>・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。</p>	<p>・直ちに学校での配置につく。</p> <p>・情報収集する（気象情報・警報、氾濫警戒情報等）</p> <p>・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。</p>	<p>・あらかじめ定められた教職員は配備につく。</p> <p>・配備職員以外は、業務の補助をする。</p>	<p>・あらかじめ定められた教職員は学校での配備につく。</p> <p>・配備職員以外は、自宅等で本部（学校）の連絡を待つ。</p>

(3) 特別警戒配備（2号配備）

配備発令基準	○宮城県に津波警報が発表されたとき [あらかじめ津波に対する特別警戒配備編成計画を作成した所属は、自動的に特別警戒配備2号が発令されたものとみなす] ○県内で震度5強（実測値）の地震が観測されたとき [所在する市区町村で震度5強（実測値）の地震が観測された所属は、自動的に特別警戒配備2号が発令されたものとみなす] ○その他特に教育長が必要と認めたとき				
本部設置	警戒本部設置 （安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策）				
本部長（校長）		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに配備につく。 ・地震・迅速に避難誘導させる。 ・津波・各種状況を確認し、迅速に高台に避難させる。 ・避難者の対応について ・教育委員会への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに学校での配備につく。 ・災害の情報状況を確認し、必要に応じた対応を指示する（生徒の安全確保、施設の破損状況の確認、登校の判断等） ・教育委員会への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに配備につく。 ・一次避難場所の安全確認し、避難の指示をする。（放送等） ・情報収集する。（警報、被害状況等） ・本部長の指示で二次、三次避難場所への避難を指示する。 ・全教職員の業務を適確に指示し迅速に対応できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに学校での配備につく。 ・本部からの指示を受けた内容を全教職員に周知する。（生徒の安否確認、登校判断） ・避難してきた地域の方への対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ定められた教職員は配備につく。 ・防災主任からの指示を受け業務にあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ定められた教職員は学校での配備につく。 ・配備職員以外は、自宅等で本部（学校）の連絡を待つ。 ・※校長が必要と認めた場合は、全教職員が配備につく。 ・防災主任からの指示を受け、担当業務に当たる。

(4) 非常配備（3号配備）

配備発令基準	○県内で震度6弱以上（実測値）の地震が観測されたとき [所属が所在する市区町村で震度6弱以上（実測値）の地震が観測されたときは、自動的に非常配備が発令されたものとみなす] ○特別警報（暴風・暴風雪・大雨・大雪・火山現象・津波・高潮・波浪）が県内に発表されたとき [所属が所在する市区町村で特別警報が発表されたときは、自動的に非常配備が発令されたものとみなす] ○市町村長が災害対策基本法第60条第3項に基づく緊急安全確保措置を指示したとき ○宮城県災害対策本部が設置されたとき				
本部設置	警戒本部設置 （安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策）				
本部長（校長）		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに配備につく。 ・地震：迅速に避難誘導させる。 ・津波：各種情報を確認し、迅速に避難させる。（二次、三次避難場所（高台、校舎屋上含む）） ・風水害等：避難情報等を確認し、待機、引き渡しによる下校を含めた安全対策を検討する。 ・避難者の対応 ・教育委員会、防災担当課へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに学校での配備につく。 ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。（生徒の安否確認、施設の破損状況の確認、登校の判断、避難所開設等） ・教育委員会、防災担当課へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに配備につく。 ・一次避難場所の安全確認し、迅速に避難の指示をする。（放送、メガホン等） ・本部長の指示で二次、三次避難場所への避難を指示する。 ・情報収集する。（避難情報等） ・全教職員の業務を適確に指示し迅速に対応できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに学校での配備につく。 ・本部長から指示を受けた内容を全教職員に周知する。（生徒の安否確認、登校判断） ・本部長の指示を受け、避難所開設準備をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員が直ちに配備につく。 ・防災主任からの指示を受け、担当業務に当たる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員が直ちに配備につく。 ・防災主任からの指示を受け、担当業務に当たる。

※勤務時間外において、あらかじめ定められた教職員や全教職員の配備にあつては、自身及び家族の安全が確保され、出勤経路上の安全を確認した上で学校での配備につく対応を定めておく。（なお、津波に対する特別警戒配備編成計画を作成した学校においては、津波注意報以上が発表されている場合は、登庁しないなどの対応を定めておく必要がある。） ※勤務時間内外問わず、学校長が不在時の場合の代理順位を定めておく必要がある。

8 気象庁の特別警報・警報・注意報などの防災気象報

特別警報	大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	
警報	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪	
早期注意情報	大雨、暴風（暴風雪）、大雪、波浪	
情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。 <u>命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</u>	5相当
土砂災害警戒情報・危険度分布・氾濫危険情報・高潮特別警報・高潮警報	地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください	4相当
大雨警報・洪水警報・危険度分布・氾濫警戒情報・高潮注意報	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。	3相当
危険度分布 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	レベル2 相当
大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	レベル2
早期注意情報	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	レベル1

9 教育職員の配備

・県教委対策基本要領第14及び第17に関して、勤務時間外等における教育職員の配備を原則として以下の通りとする。

・本計画により正規の勤務時間外に勤務することになった場合は、時間外勤務を命ぜられたものとみなされる（県教委災害対策基本要領第4及び超過勤務に関する関係条例等）

（1）平日の勤務時間外または休日

① 在校している職員は地震発生時をもって時間外勤務を命じられたものとみなされる。ただし、やむを得ない事由による場合は、校長の許可を得て帰宅することも差し支えない。その場合であっても、常に校長の指示を受けられる状態を確保しなければならない。

② 在校していない職員は、学校以外の場所で待機することができる。ただし、常に校長の指示を受

けられる状態を確保し、校長の指示を受けた場合は直ちに出勤しなければならない。その場合であっても、自らの家族もしくは家屋が被災する等やむを得ない事由により直ちに出勤することができないときは、その旨を報告するものとする。

(2) 出張中（正規の勤務時間中）の場合

① 校長の指示により出張先の場所で待機することができる。ただし、常に校長の指示を受けられる状態を確保しなければならない。

② 生徒引率中の場合は、生徒が安全に帰宅できることが確認できるまで引率を継続し、生徒の保護にあたる。（県教委災害対策基本要領第3-4による）

(3) 指定避難所となった場合

校長は、学校業務に支障のない範囲で、職員に対して避難所運営への応援を命ずることができる。

（県教委災害対策基本要領第3-3-2による）

※ 本校においては指定避難所に指定されていないため、規定等は定めていない。

職員緊急連絡網

職員緊急連絡網は作成をしていますが、個人情報保護の観点から数多くの先生方からご意見をいただき安全対策マニュアルには掲載していません。管理職（校長・教頭・事務室長）のみが所持し、必要であればお声がけいただくこととなっています。

緊急時における先生方への実際の連絡はこのマニュアルの情報連絡体系図にあるとおり緊急配信メールが中心となっています。

10 災害対策本部組織と任務

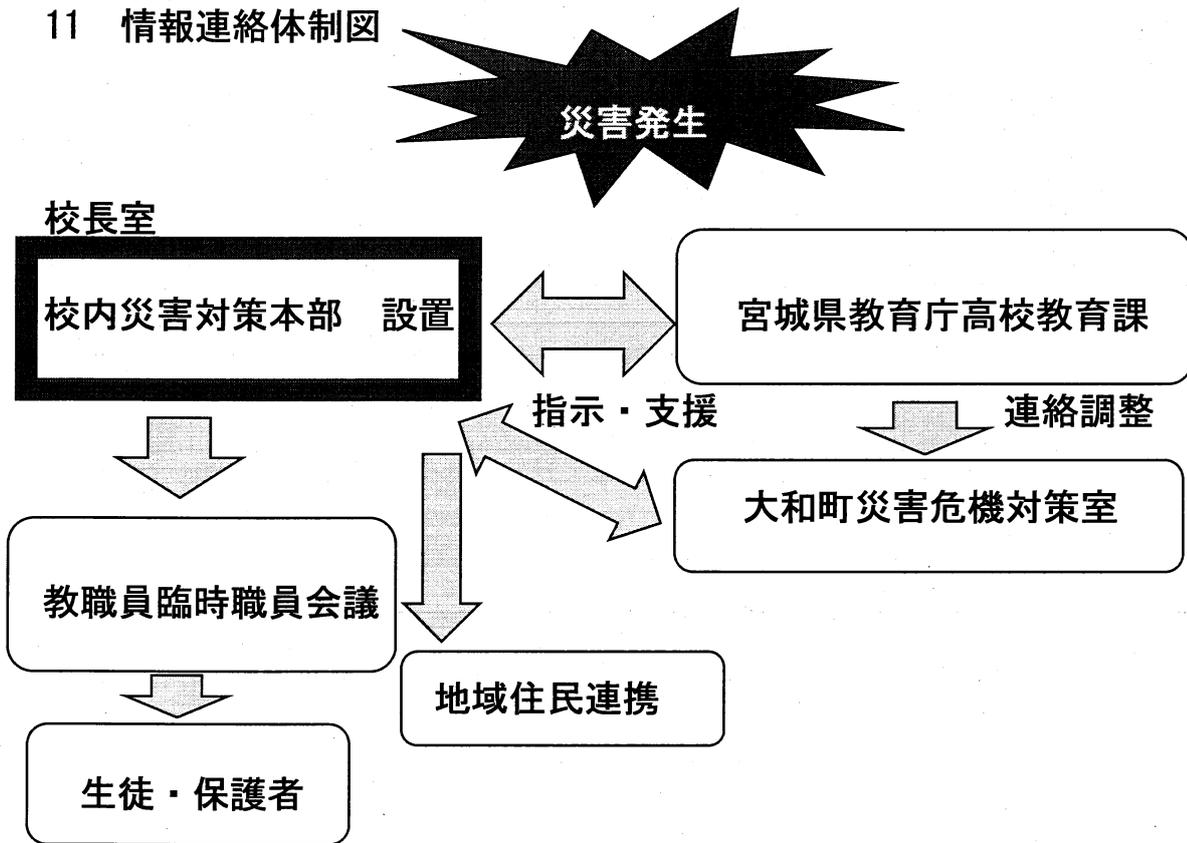
(1) 授業日

班	担当	任務
本部	本部長：校長 副本部長：教頭 本部員：事務室長・主幹教諭・防災主任・運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・命令を発し、情報収集の指示 ・情報の集約、報告 ・地域住民との連携、情報共有
通報・連絡	事務室長 事務部 総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況を見極め、関係機関への通報連絡を行う。 ・本部命令を校内に伝える。 ・本部と各班との連絡にあたる。 ・警報、注意報等の情報収集
避難・誘導	環境技術科 学年・(職員室にいる職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒を安全に避難させるとともに、避難場所等での生徒の掌握 1 授業時(教科担当者) 2 休み時間(学年中心) 3 放課後・休日(在校職員)
消火・工作	事務部 電子工学科 普通科	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火にあたる。 ・消防機関に協力する。 ・校内残留生徒の有無を確認する。 ・防火扉の安全確認と遮断を行う。 ・消防水利を確保する。 ・必要に応じて電気を切断する。 ・備蓄品等の準備
搬出・警戒	機械科 総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・重要物品を非常持ち出しする。 ・盗難等の警戒をする。
救護	厚生相談部・図書情報部・ 養護教諭 副担任を中心に	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救護応急処置にあたる。

(2) 夜間(休日)

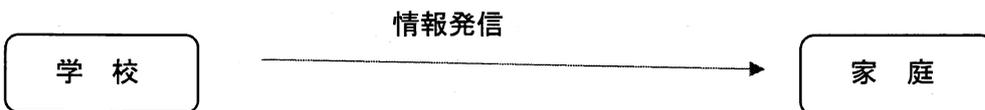
・授業日の場合に準ずるが、消防機関の指示に従って行動する。

11 情報連絡体制図



○災害発生直後の学校・家庭からの連絡方法

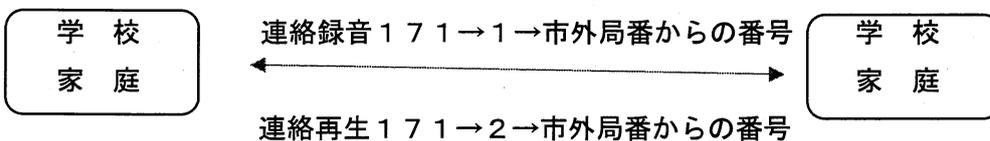
- ① 「緊急配信メール」による連絡を行う（校内対策本部 → 教頭）



- ② 「学校ホームページ」による連絡を行う（校内対策本部 → 教頭・図書情報部担当）

- ③ 電話による連絡を行う（校内対策本部 → 学年 → 担任）

- ④ 「NTTの災害伝言ダイヤル」の連絡（校内対策本部 → 防災主任）



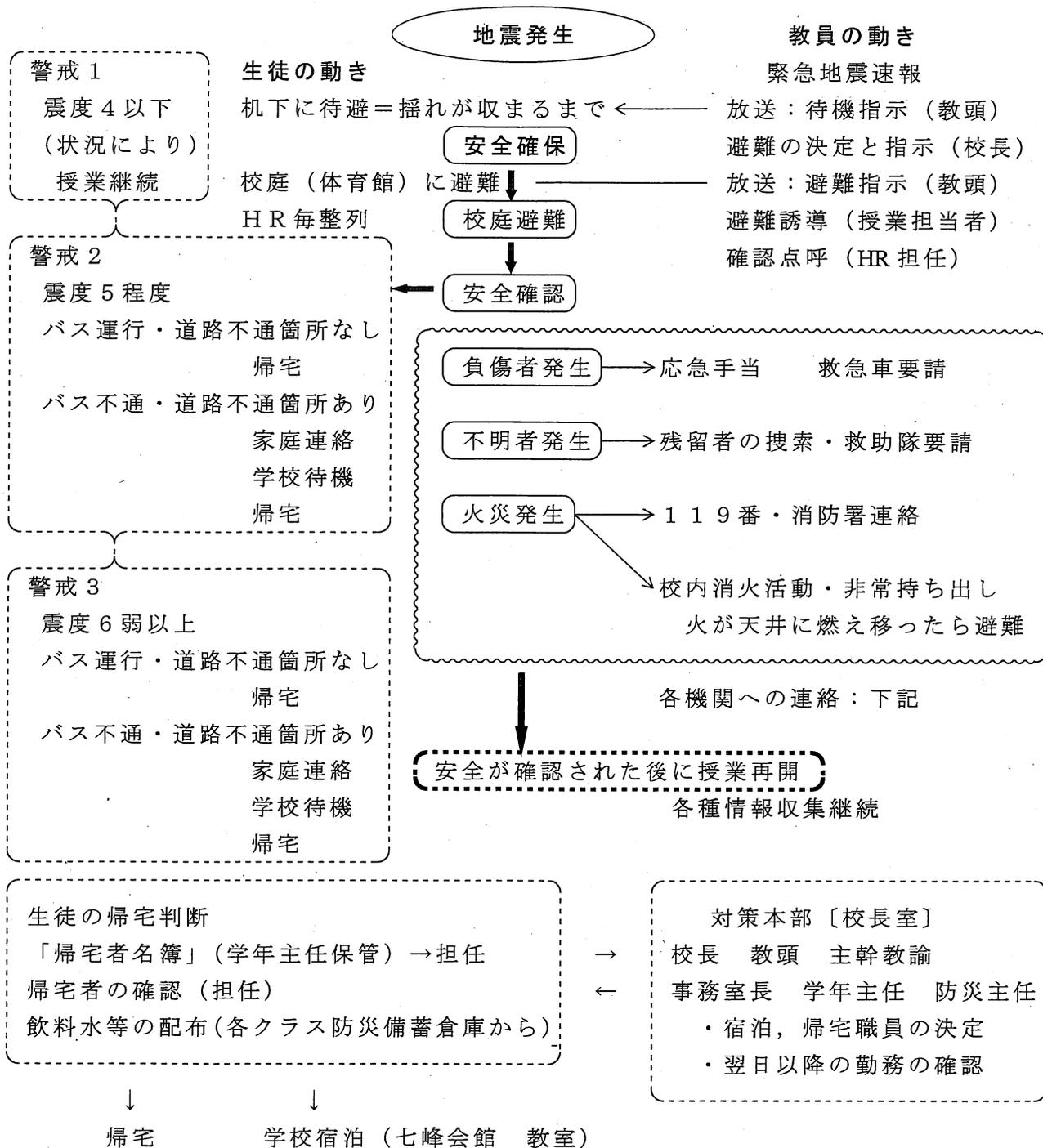
○教職員への情報提供

- ① 「緊急配信メール」による連絡を行う（校内対策本部 → 教頭）

- ② 「学校ホームページ」による連絡を行う（校内対策本部 → 教頭・図書情報部担当）

- ③ 「NTTの災害伝言ダイヤル」の連絡（校内対策本部 → 防災主任）

12 地震対応マニュアル



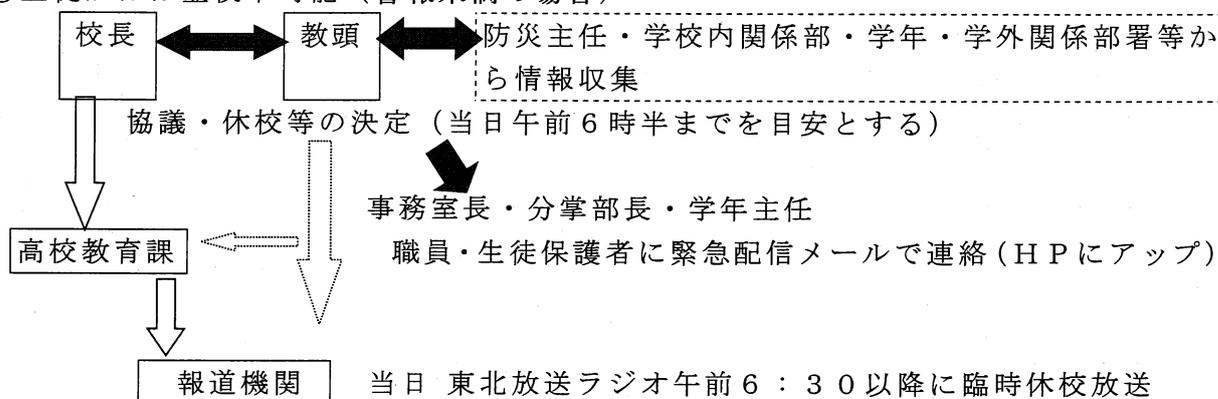
震度階（気象庁震度階級）

- 0 無感（人体には感じないが、地震計には記録される）
- 1 微震（気をつけているとわずかに感じられる程度）
- 2 軽震（障子等が僅かに振動し、多くの人に感じられる程度）
- 3 弱震（家屋が揺れ、戸障子がガタガタと鳴る）
- 4 中震（家屋の動揺が激しく、花瓶等は倒れ、多くの人が驚く）
- 5 強震（壁に割れ目が入り、石垣が崩れる等の災害が発生する）
- 6 烈震（家屋の倒壊は30%以下で、地割れ、山崩れ等の災害が発生する）
- 7 激震（家屋の倒壊は30%以上で、大災害の発生が予想される）

13 台風・大雨・大雪対応マニュアル

A 事前（前日）予知可能で、職員集合がほぼ不可能な場合の想定

① 生徒がほぼ登校不可能（警報未満の場合）



B 当日（授業中）の気象状況急変の場合（警報以上の場合）

① 教頭・学校安全委員会・事務室・・・情報収集→協議→校長判断

- | | | |
|---------|------------|---------|
| 下校指示の場合 | 状況の急変がある場合 | 授業継続の場合 |
|---------|------------|---------|
- 自力での下校が可能な生徒
同方面の生徒で集団下校
※緊急一斉メールで保護者向け連絡
 - 保護者等の迎えを待つ生徒・バス時刻を待つ生徒
 - 図書室や会議室等に集め、氏名等の確認→待機
 - 保護者が迎えに来た生徒→個人名を確認の上保護者に引き渡す。
 - バス利用生徒→バスが運行していることを確認の上、複数でバス停に向かわせる。
 - 保護者の迎えが午後6時を過ぎる場合→生徒を七峰会館等で待機させる。
→保護者が迎えに来た時点で個人名を確認の上親に引き渡す。

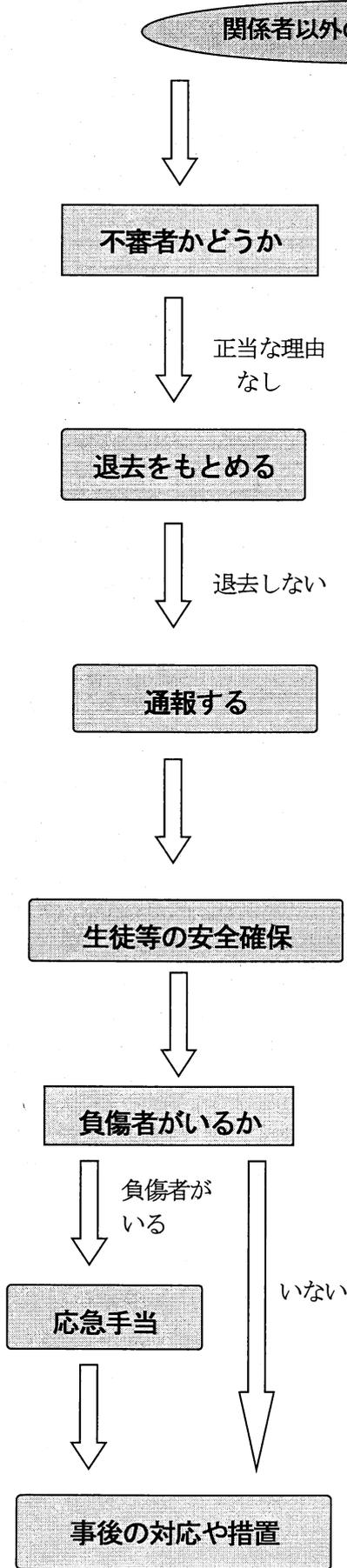
迎えが来られない場合、七峰会館で生徒を預かる。
その旨を生徒が直接家族に連絡するよう指示。
食料調達：学校備蓄品から
寝具調達：毛布・レスキューシートから
(担当：学校安全委員会・総務部)

- 事後の対応
- ① 保護者への連絡・対応
 - ② 県教委への連絡・報告
 - ③ 校舎・施設の被害状況の把握
 - ④ 情報収集

- 家庭連絡・通報
- 教頭：一斉メール・HP緊急頁・マスコミ利用
(高校教育課経由；当日の緊急時は各社に直接依頼)
 - 担任：電話、googleclassroomの利用
 - 総務・情報：災害伝言ダイヤル利用・学校HP

14 不審者発生時の対応

(1) 在校時の対応



<不審者情報の共有>

不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供を行う。
また、「みやぎ Security メール」から得られる近隣の不審者情報を職員間で共有する。

○複数の教職員で対応し、不審者かどうかを見分ける。

→ 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。凶器や不審物を持っていないか。 など

※正当な理由がある場合には、受付に案内し、来校者証を身に付けてらう。

※声を掛けるなどにより、不審な言動があれば迷わず110番通報する。

○他の教職員に協力を求める。

→ 自身の安全確保のため、適当な距離をとる。原則、一人で対応しない。

○言葉や相手の言動に注意しながら、退去するように丁寧に説得する。

→ 毅然とした態度で対応し、生徒がいる場所に不審者を向かわせない。

○退去後も監視を続ける。

→ 敷地外に退去したことを見届ける、昇降口等の施設、警察や教育委員会への連絡
地区内のパトロール、近隣学校への情報提供 等

○警察（110番）への通報、教育委員会への緊急連絡及び支援要請

○校内への緊急連絡、生徒を避難させるかの判断

○不審者を隔離する（別室に案内する）

→ 生徒から遠い位置に案内（隔離）、複数の教職員で対応、案内する際は不審者の横を歩く、別室では不審者を奥に案内（教職員は出入り口の近くに位置する）、出口の扉は開放しておく

※不審者の確保は警察に任せる、警察が到着するまで時間を稼ぐことを優先にする

○防御（暴力の抑止と被害の防止）する

→ 生徒から注意をさせ、不審者を生徒に近づけない。

※さすまた、机・いす、消火器、防犯ブザー 等

○生徒の安否確認及び避難誘導

→ 安否確認を行い、生徒を落ち着かせ安全に避難誘導させる。不審者と遭遇するおそれがある場合は、教室等で待機させる。

○救急車（119番）の要請、応急手当

→ 負傷者がいた場合には、応急手当を行い、速やかに救急車を要請する。

○対策本部の設置 → 事後の対応や措置を機能的に行う。

○情報の収集 → 事故の概要等について把握・整理し、提供する。

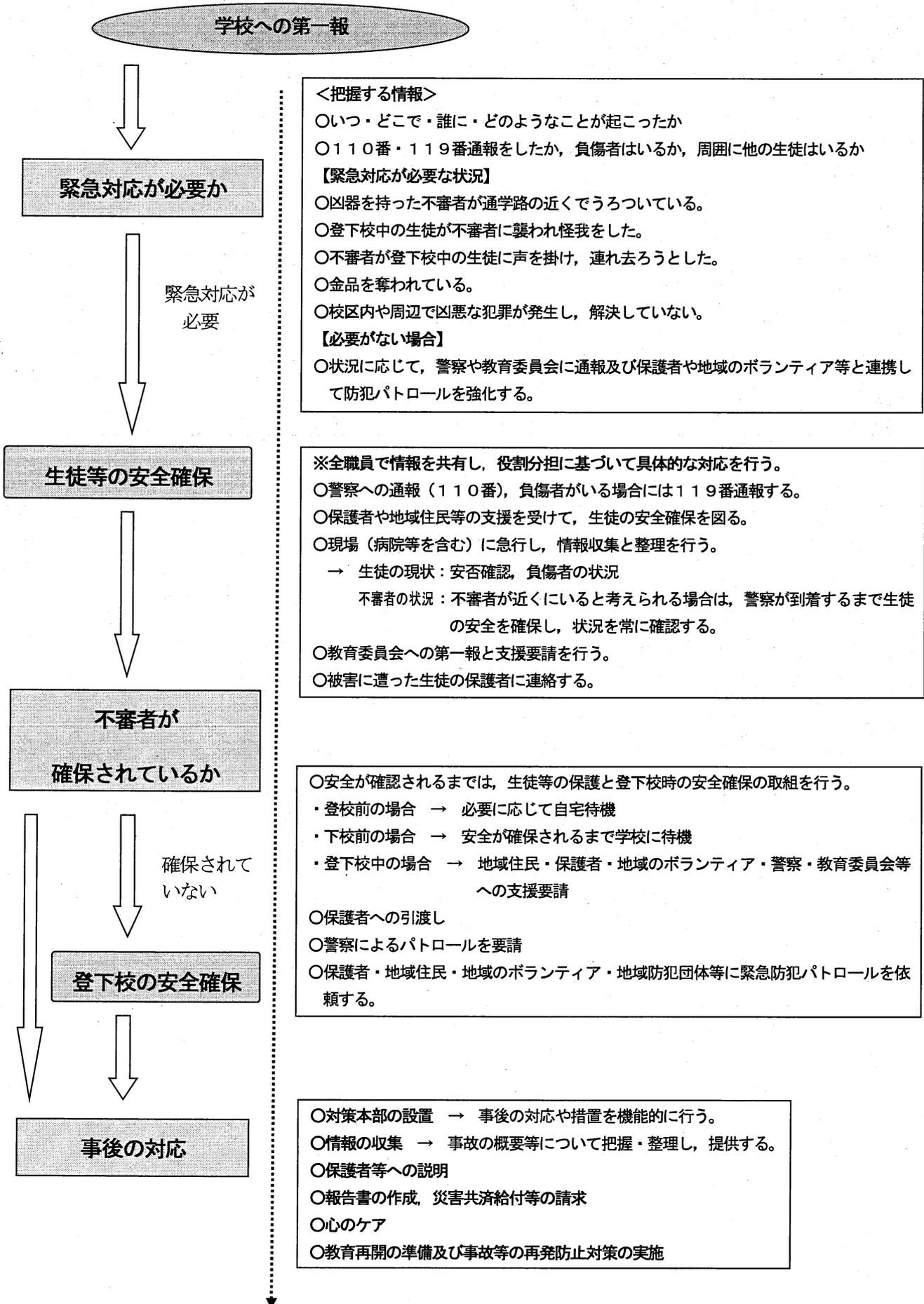
○保護者等への説明

○報告書の作成、災害共済給付等の請求

○心のケア

○教育再開の準備及び事故等の再発防止対策の実施

(2) 登下校時の対応



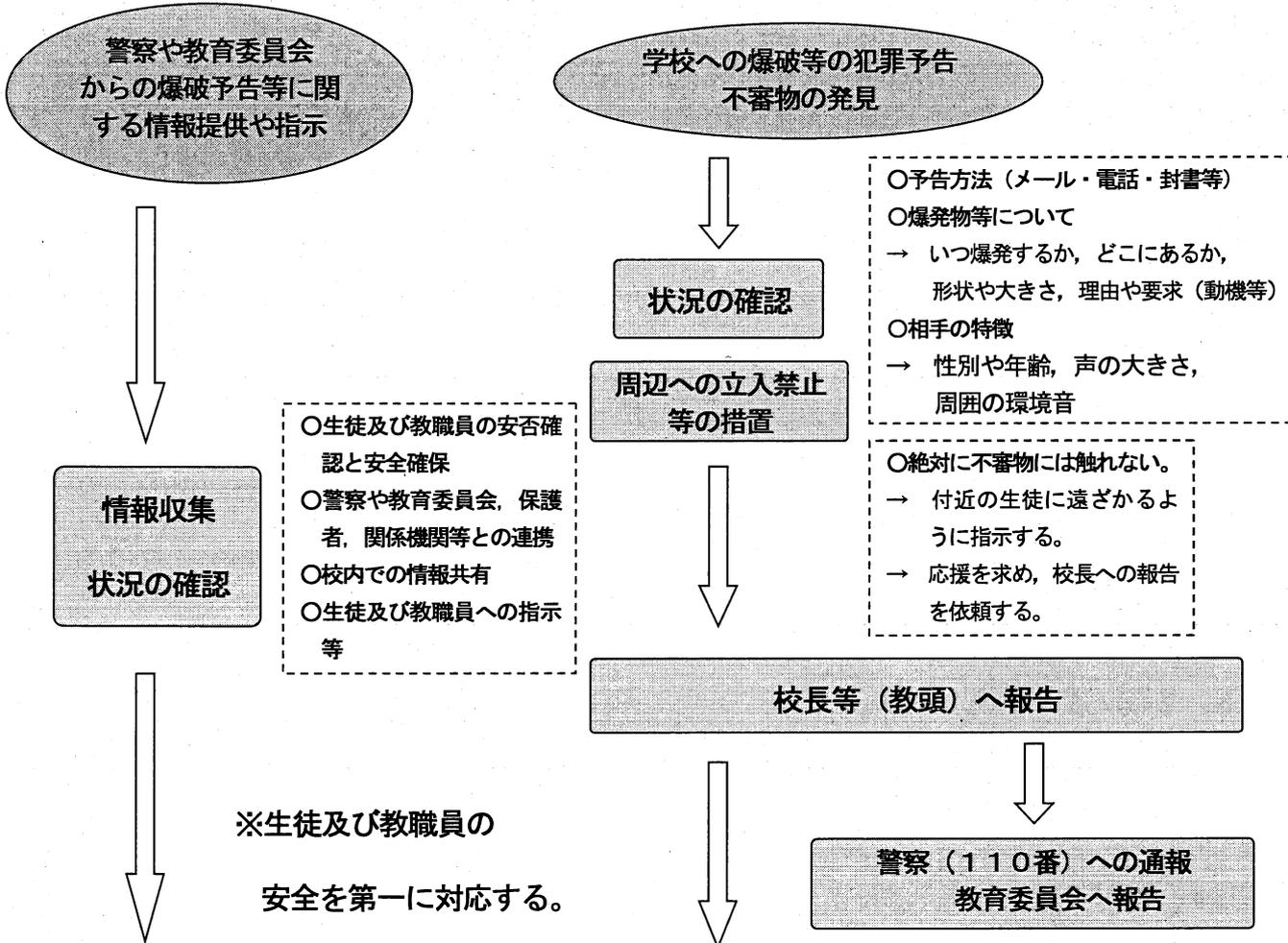
<把握する情報>
 ○いつ・どこで・誰に・どのようなことが起こったか
 ○110番・119番通報をしたか、負傷者はいるか、周囲に他の生徒はいるか
 【緊急対応が必要な状況】
 ○凶器を持った不審者が通学路の近くでうろついている。
 ○登下校中の生徒が不審者に襲われ怪我をした。
 ○不審者が登下校中の生徒に声を掛け、連れ去ろうとした。
 ○金品を奪われている。
 ○校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決していない。
 【必要がない場合】
 ○状況に応じて、警察や教育委員会に通報及び保護者や地域のボランティア等と連携して防犯パトロールを強化する。

※全職員で情報を共有し、役割分担に基づいて具体的な対応を行う。
 ○警察への通報（110番）、負傷者がいる場合には119番通報する。
 ○保護者や地域住民等の支援を受けて、生徒の安全確保を図る。
 ○現場（病院等を含む）に急行し、情報収集と整理を行う。
 → 生徒の現状：安否確認、負傷者の状況
 不審者の状況：不審者が近くにいると考えられる場合は、警察が到着するまで生徒の安全を確保し、状況を常に確認する。
 ○教育委員会への第一報と支援要請を行う。
 ○被害に遭った生徒の保護者に連絡する。

○安全が確認されるまでは、生徒等の保護と登下校時の安全確保の取組を行う。
 ・登校前の場合 → 必要に応じて自宅待機
 ・下校前の場合 → 安全が確保されるまで学校に待機
 ・登下校中の場合 → 地域住民・保護者・地域のボランティア・警察・教育委員会等への支援要請
 ○保護者への引渡し
 ○警察によるパトロールを要請
 ○保護者・地域住民・地域のボランティア・地域防犯団体等に緊急防犯パトロールを依頼する。

○対策本部の設置 → 事後の対応や措置を機能的に行う。
 ○情報の収集 → 事故の概要等について把握・整理し、提供する。
 ○保護者等への説明
 ○報告書の作成、災害共済給付等の請求
 ○心のケア
 ○教育再開の準備及び事故等の再発防止対策の実施

15 犯罪予告・不審物等があった場合の対応

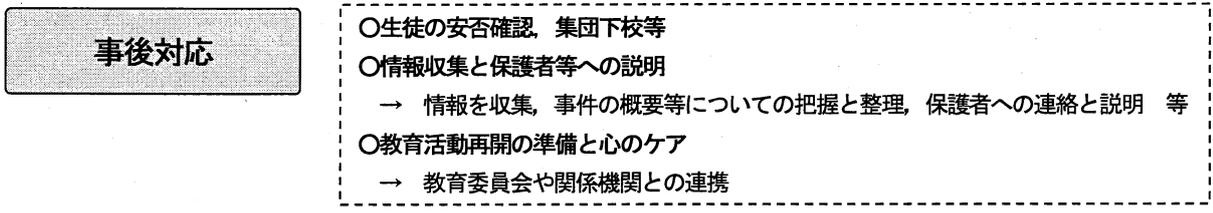


生徒の安全確保

生徒・教職員等に以下の対応を指示
※速やかに保護者に「一斉メール」等で連絡

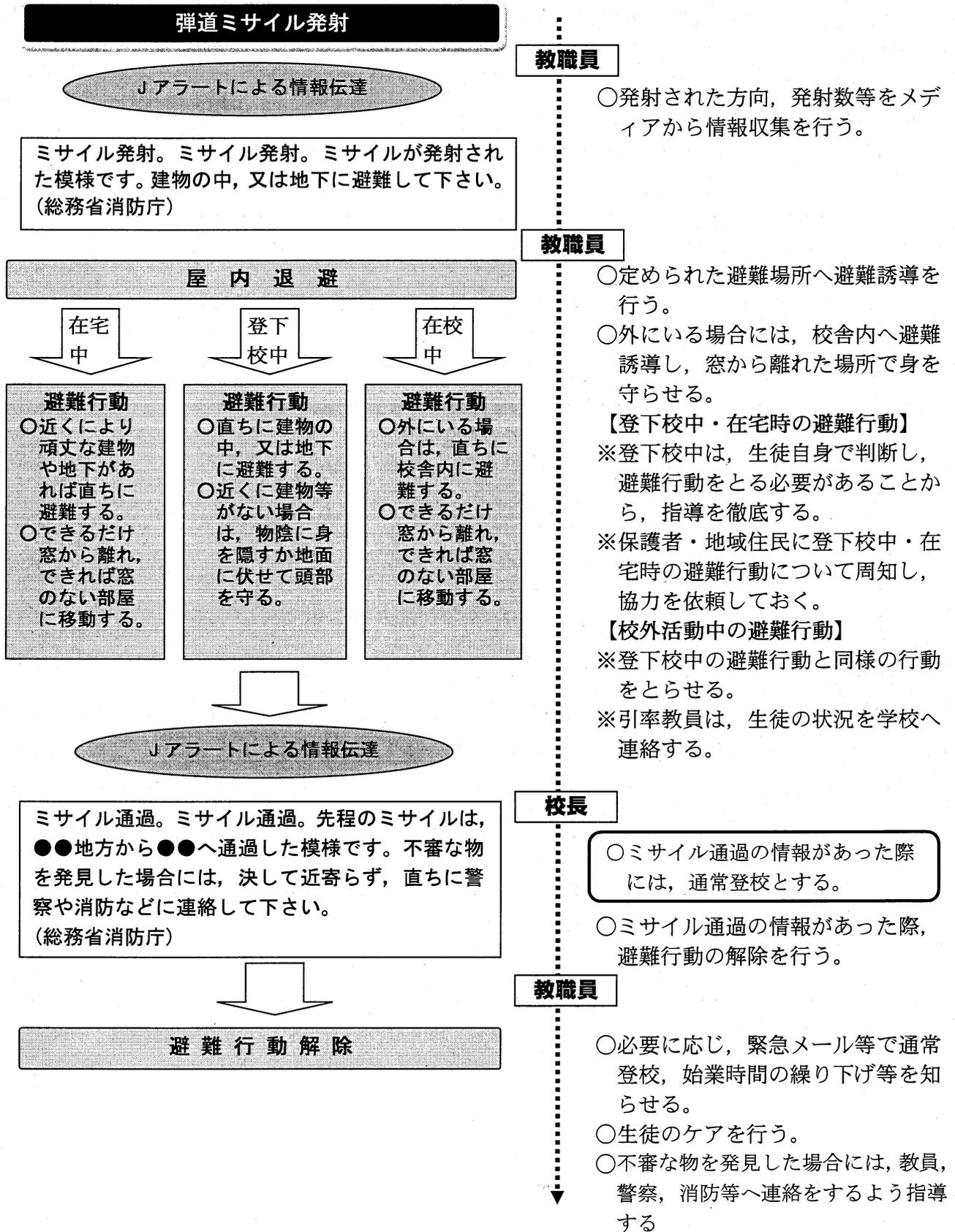
	登校前	在校中	登下校時
生徒	自宅待機	避難場所へ集合 → 集団下校	登下校中の生徒は帰宅 学校にいる生徒は避難場所へ集合 → 集団下校
教職員	避難場所へ	避難場所へ集合 → 通学路の巡回	避難場所へ集合 → 通学路の巡回

**犯罪予告・不審物発見時の避難場所
(第一候補：グラウンド 第二候補：体育館)**

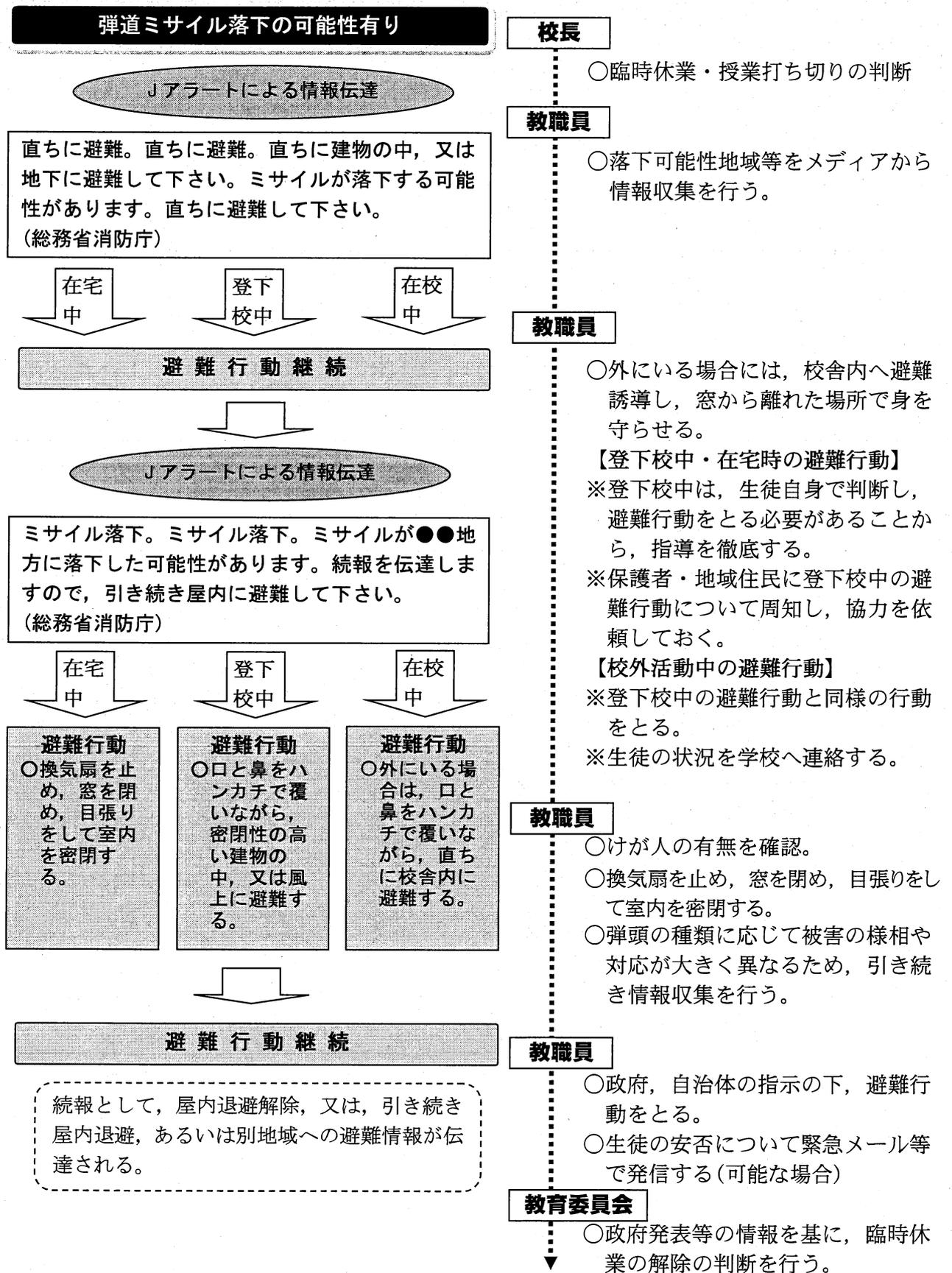


16 弾道ミサイル発射等に係る対応

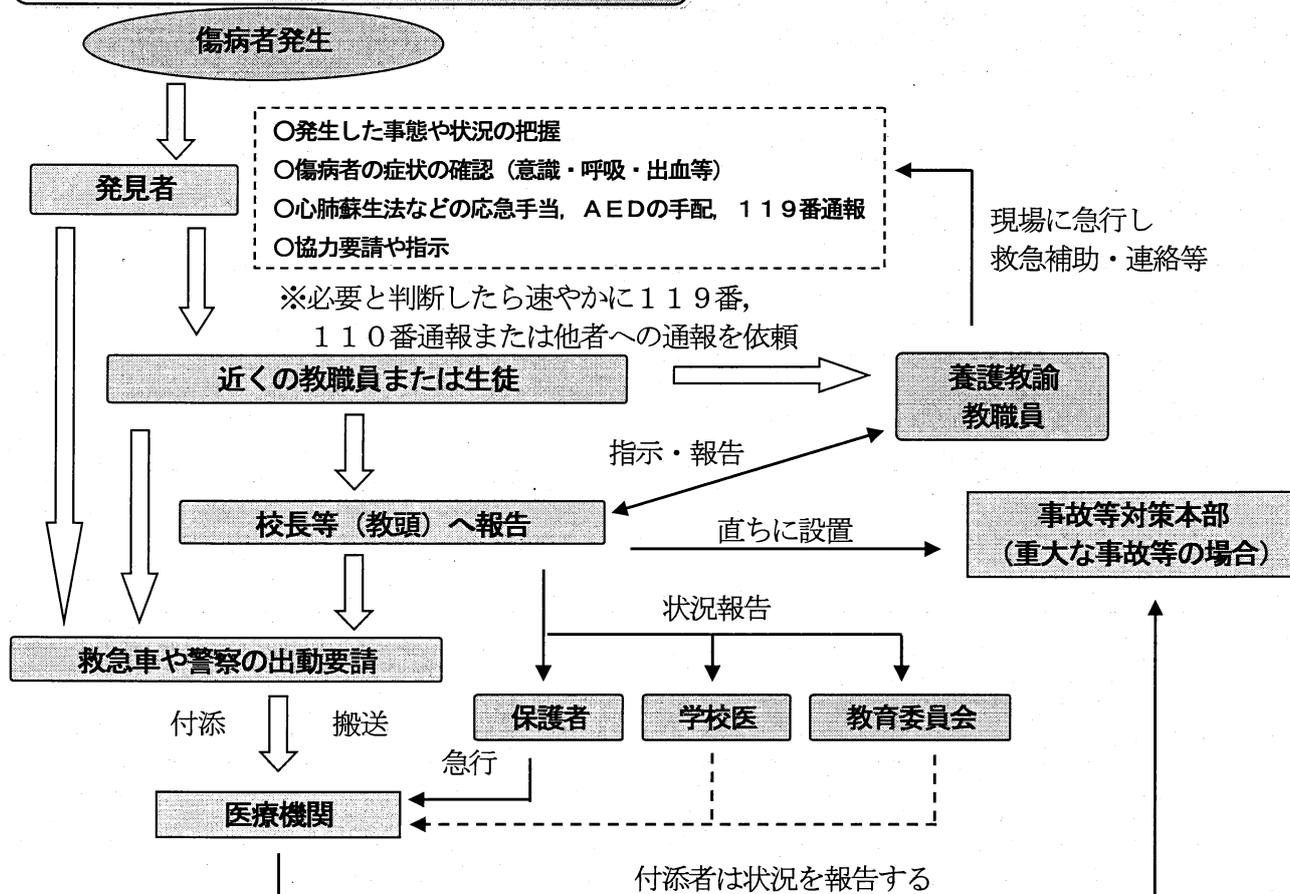
(1) 弾道ミサイル発射時の対応 (日本に飛来する可能性のある場合)



(2) 弾道ミサイル落下時の対応 (日本の領土・領海に落下する可能性がある場合)

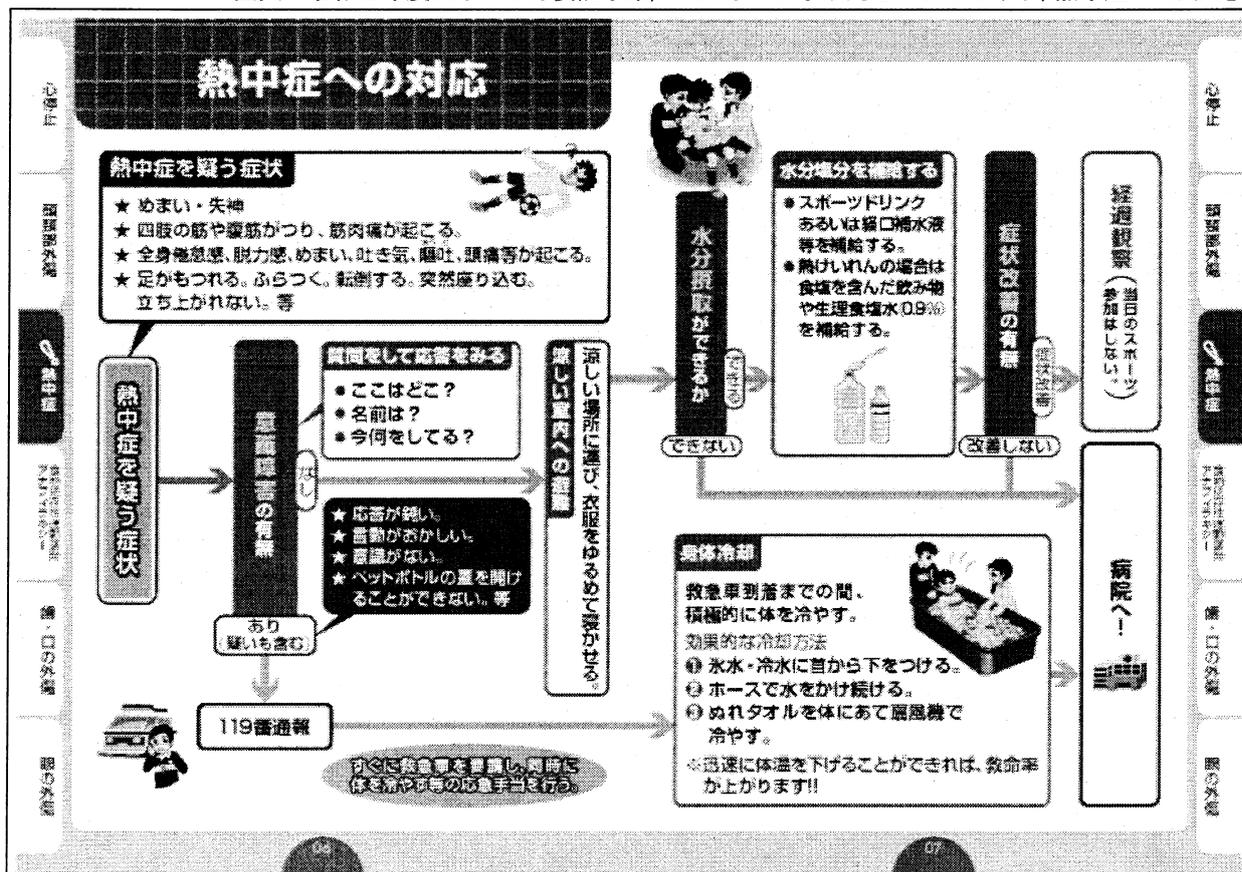


17 傷病者発生時の対応（熱中症含む）



熱中症の応急処置対応フロー（例）

出典：令和2年度スポーツ庁委託事業，「スポーツ事故対応ハンドブック/熱中症への対応」



19 備品・備蓄品保管一覧

区分	品目	数量	保管場所	備考（消費期限等）
食料	水	1102本	3F備蓄倉庫	期限：2024.5
食料	飲料水	1152本	3F備蓄倉庫	期限：2025.9
食料	アルファ米	551食	3F備蓄倉庫	期限：2025.9
生活	レスキューシート	551枚	3F備蓄倉庫	
生活	携帯トイレ	551個	3F備蓄倉庫	
生活	レスキューシート	300枚	3F備蓄倉庫	
生活	携帯トイレ	500個	3F備蓄倉庫	
生活	マスク	22500枚	3F備蓄倉庫	
生活	携帯懐炉	240個	3F備蓄倉庫	
生活	毛布	200枚	技師倉庫	
生活	トイレットペーパー	100個	技師倉庫	
生活	生理用品	2352個	保健室・技師倉庫	
生活	石油ストーブ	8台	技師倉庫	
救命	AED	2台	職員玄関前 同窓会館前	
救命	応急手当セット	2セット	保健室	
消火	消火器	30個	各階廊下等	
情報	トランジスタメガホン	2台	職員室・事務室	
停電	充電型単三電池	500個	3F備蓄倉庫	期限：2030.12
停電	ガソリン発電機	1台	技師倉庫	
停電	ハロゲンランプスタンド	1台	技師倉庫	
停電	懐中電灯（ラジオ付）	30個	3F備蓄倉庫等	
停電	充電式ランタン	8個	事務室等	
停電	ろうそく	42個	3F備蓄倉庫	
停電	足元灯	4個	3F備蓄倉庫	

新規物品搬入の場合この一覧は必ず更新するものとする

消費期限が切れた食料も暫定的に保管するものとする

事務室防災担当及び防災主任で夏季休業中に備蓄品の点検を行うものとする

この一覧は防災マニュアルに掲載することとする

1年	HR	番	ふりがな 生徒氏名		ふりがな 保護者氏名	
2年	HR	番				
3年	HR	番				

住所	〒				
通学方法(距離・所要時間)	(約 km ・ 分)				

緊急時連絡先電話番号 (出来るだけ多くお書きください)

優先順位	名称等 (例: 父携帯・母勤務先・自宅)	電話番号
①		
②		
③		
④		
⑤		

本校在学の兄弟等 (在学の場合記載)	HR 番	HR 番
氏名	氏名	氏名

【大規模災害時における生徒の帰宅・待機について(確認)】

災害発生後、周辺の状況が落ち着きましたら、このカードに基づいた指示により、生徒を帰宅または学校に待機させます。なお、安全を第一とするため、日没後や日没間近な場合は、保護者が迎えに来た生徒及び保護者から連絡があった生徒以外は、基本的に学校で待機させることを原則といたしますので御了解願います。
次のA又はBを○で囲んでください(震度6以上、好天時、食料や飲料水は携行しない場合を想定)

- A : 自力で帰宅
- B : 引受人が迎えに行くまで、学校で待機

緊急時の生徒引受人 (生徒を迎えに来る人、保護者以外の人も含む)

引受人氏名	生徒との関係	住所	電話番号	迎えに来る手段と要する時間
①				て、約 分
②				て、約 分
③				て、約 分

【以下の点を登録した引受人の方と事前に確認の上、学校へ提出ください】

- 1 緊急時の引き渡しは、このカードに登録した引受人にのみに行うこと。
- 2 津波や川の氾濫、土砂災害、火災、犯罪被害等の危険が引受人自身の身に迫っている場合には迎えに来ないようにすること。
- 3 学校に迎えにいらした段階で周囲に危険が迫っている場合には、生徒を引き渡さず、引受人とともに学校に留まる、もしくは生徒・教職員とともに避難場所へ避難すること。(引き渡しの際に、避難先をお尋ねします。津波や洪水の浸水予想地域等の危険が及ぶ地域に避難する場合も同様の対応とする)

大規模災害時における避難場所

在宅時	1	
	2	【 の場合】
	3	【 の場合】
登下校途中	1	
	2	【 の場合】
	3	【 の場合】

※在宅周辺及び登下校途中に、大雨による「洪水の浸水想定」や、「土砂災害警戒区域」があり、避難場所が異なる場合は、2及び3に記入する。

引渡し確認簿

※学校での引き渡し時に担当した教職員が記入しますので記入不要です。

担当教職員	※				
引渡し日時	※	年	月	日 ()	時 分
引渡し場所	※	グラウンド	体育館	教室	昇降口 其他 ()
引受人	※氏名(関係)	()			※電話番号
帰宅後の安全確認	※原則引受人の方から無事帰宅した旨の連絡をいただくこととします。				
特記事項	※				

◆担任に提出してください。 → 防災主任へ

21 避難確認カード〔学校用〕

宮城県黒川高等学校

■災害時、生徒の避難している場所について、電話、家庭訪問、避難所先の訪問等で確認する。
 なお、生徒は安全の確保ができた場合、学校に連絡することとする。

HR	番	ふりがな 生徒氏名	
担当教職員			
避難確認日時 ※避難場所の□にチェック	年	月	日() 時 分
<input type="checkbox"/> 学校内	グランド 体育館 教室 その他()		
<input type="checkbox"/> 自宅 (家族と一緒に)	〒		
<input type="checkbox"/> 登下校途中	場所①		
<input type="checkbox"/> 緊急避難所など	場所②		
緊急連絡先	自宅TEL: 携帯TEL:	自宅以外の連絡先(名称,TEL)	
特記事項			

22 安否確認の方法

安否確認実施基準

宮城県黒川高等学校

下記の基準に該当する場合、その他必要と判断した場合に、校長の指示のもと、生徒の安否を確認する。

場面	安否確認実施基準（目安）
在校中・校外学習中	* 事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動（一次避難）以上の避難行動を取った場合
登下校中	* 大和町内に震度5弱以上の地震が発生した場合 * 大雨等に関する5段階の警戒レベルのうち、レベル3（高齢者等避難）以上が発表された場合 * 大和町内で突風・竜巻・雷による被害が発生した場合 * 通学路上で、内水・河川の氾らん、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合 * 学区内で不審者等の情報が入った場合など
夜間・休日・ 休暇中等 (学校管理外)	* 震度5弱以上の地震が発生した場合 * 生徒が居住する地域で気象災害、土砂災害等による大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 * その他、生徒が居住する地域で多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合など

安否確認の役割分担例

安否確認の役割分担・方法は、原則として下表のとおりとする。

場面	役割分担	方法
在校中	授業中	名簿を用いる
	休憩時間・放課後	
	学校行事中	
校外学習中	引率教職員	名簿を用いる
登下校中	ホームルーム担任※1	生徒連絡先（グーグルクラスルーム、電話、メール）への連絡※2
夜間・休日等 (学校管理外)	ホームルーム担任※1 (兄弟姉妹が在籍する場合は、最年長生徒の学級担任)	生徒連絡先（グーグルクラスルーム、電話、メール）への連絡※2

※1 ホームルーム担任が不在時や、被災等により対応が難しい場合は、同学年の主任・副担任が担当する。

※2 グーグルクラスルーム・電話・メールが利用不能な場合の代替手段として、以下の対応を検討する。

- * 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）
- * 避難所への巡回
- * 家庭訪問（不在だった場合にはメモ等を残す）
- * 下記の方法による保護者への「学校への連絡」呼びかけ
- * 本校ウェブサイトへの掲載・学校入口（校門）への掲示
- * 避難所への掲示

安否確認時に収集する情報とその集約方法例

場面	安否確認の内容
在校中・校外学習中	* 負傷の有無
登下校中	* 負傷の有無 * 自宅、家族の被災状況
夜間・休日等（学校管理外）	「事故・災害用安否確認様式」に記載の事項

安否確認の報告体制

安否確認により得られた情報は、下図のとおり集約、報告する。



※教育委員会の報告に当たっては、指示により定期連絡の指示がある場合がある。

23 事故・災害用安否確認様式

() HR 記入者名 ()

No.	氏名	確認日時	確認方法	本人の安否 (けがの有無等)	家族の安否・ 自宅の被害	避難先・ 連絡方法	備考
例	〇〇 〇〇	〇/〇10:00	クラスルーム	けが等なし	無事・1階浸水	〇〇町祖母宅・ TEL, メール可	制服が被災し て使用不可
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							

※得られた情報は、安否情報集約担当（教頭）に報告する。

24 防災訓練の基本姿勢

防災訓練①（授業中の地震）

1 目的

- (1) 生徒・教職員の防災意識を涵養する。
- (2) 安全な避難経路を確保し、確実な情報伝達を安全な避難に活かす。
- (3) 災害発生時に生徒が安全に避難することを確認する。
- (4) 外への出口がかなり制限された状況で、速やかにかつ安全にグラウンドに避難する。

2 想定

- (1) 教室での平常授業、授業担当が避難誘導
- (2) 岩手・宮城内陸を震源とするマグニチュード7規模の地震が発生。
- (3) 緊急地震速報が流れた直後、震度5強～6弱の揺れが大和町周辺を襲う地震を想定。
- (4) 地震により、バス等の公共交通機関が停止し、復旧まで3時間から半日かかるため、多くの帰宅困難生徒が発生する想定で行う。
- (5) ライフラインに関しては、地震後、一次的に停電はするものの、復旧し放送機器は使える設定とする。またガラスの飛散等により、校舎内に緊急通過不能の箇所を設定する。

3 訓練形態

- (1) 緊急地震速報に対する心構えと「揺れた時」の初期対応。
- (2) 生徒の安全確保と避難誘導の訓練。
- (3) 思うように避難が進まない時の生徒の心構え。（防火扉など）
- (4) 迅速な生徒、教職員の点呼・確認、正確な情報収集。
- (5) 帰宅生徒と学校待機生徒の仕分けと人数把握。

4 避難場所及び避難経路

- ・避難場所はグラウンド。
- ・避難経路図は別紙による。（職員会議にて提示）
- ・地震により、校舎内のガラス破損、避難経路が制限された中での避難訓練とする。

防災訓練②（授業中の火災）

1 目的

- (1) 防災意識の涵養のため、資料等を配布し、火災についての危機意識を持たせる。
- (2) 火災に対する危険意識を促し、避難の仕方を体得させて、迅速かつ安全な行動ができるよう訓練を行う。
- (3) 大型建築物における火災被害（煙や有毒物質の発生）を想定し、速やかに屋外へ避難する訓練を行う。

2 想定 本校消防計画における、授業中出火を想定して実施する。

- (1) 14時35分化学実験室で火災発生、初期消火により鎮火
- (2) 薬品等へ引火したため、有毒の疑いのある煙、気体が発生
- (3) 安全確保のため、生徒を校舎外に避難指示
- (4) 119番通報を行い、消防署職員の消火援助を受ける。
- (5) 3階東階段、2階西階段の防火扉が閉鎖。（コーンなどで通行不可の表示）
- (6) 安全確認後、校舎内へ戻る。

3 訓練形態

- (1) 初期消火訓練…火災発生時の覚知と同時に発災場所に急行し、消火器を使用し消火活動を行う。
- (2) 119番通報訓練…緊急対応の一つとして、消防署への連絡訓練を行う。
- (3) 生徒の安全確保訓練…火災発生時における生徒の安全確保を図る。
- (4) 生徒の避難誘導訓練…火災の状況をよく見極め、生徒を安全な場所へ避難誘導する。
- (5) 全学年校庭（ソフトグラウンド）へ避難後、教室にて「こんな場所で火災に遭ったら」記入

防災訓練③（放課後の地震）

1 目的

- (1) 生徒・教職員の防災意識を涵養する。
- (2) 安全な避難経路を確保し、確実な情報伝達を安全な避難に活かす。
- (3) 災害発生時に生徒が安全に避難することを確認する。
- (4) 外への出口がかなり制限された状況で、速やかにかつ安全にグラウンドに避難する。

2 想定

- (1) 放課後の教室、職員室内の職員が避難誘導
- (2) 岩手・宮城内陸を震源とするマグニチュード7規模の地震が発生。
- (3) 緊急地震速報が流れた直後、震度5強～6弱の揺れが大和町周辺を襲う地震を想定。
- (4) 地震により、バス等の公共交通機関が停止し、復旧まで3時間から半日かかるため、多くの帰宅困難生徒が発生する想定で行う。
- (5) ライフラインに関しては、地震後、一次的に停電はするものの、復旧し放送機器は使える設定とする。またガラスの飛散等により、校舎内に緊急通過不能の箇所を設定する。

3 訓練形態

- (1) 緊急地震速報に対する心構えと「揺れた時」の初期対応。
- (2) 生徒の安全確保と避難誘導の訓練。
- (3) 思うように避難が進まない時の生徒の心構え。（防火扉など）
- (4) 迅速な生徒、教職員の点呼・確認、正確な情報収集。
- (5) 帰宅生徒と学校待機生徒の仕分けと人数把握。

4 避難場所及び避難経路

- ・避難場所はグラウンド。
- ・避難経路図は別紙による。（職員会議にて提示）
- ・地震により、校舎内のガラス破損、避難経路が制限された中での避難訓練とする。

防災訓練④（地域住民との合同防災訓練）

1 目的

- (1) 地域住民及び教職員の防災意識を涵養する。
- (2) 災害発生時に地域住民が安全に避難することを確認する。
- (3) 安全な避難経路を確保し、確実な情報伝達を安全な避難に活かす。
- (4) 地域学校安全委員会を併せて開催し、地域住民との情報共有を図る。

2 想定

- (1) 宮城県沖を震源とするマグニチュード7規模の地震が発生。
- (2) 緊急地震速報が流れた直後、震度5強～6弱の揺れが大和町周辺を襲う地震を想定。
- (3) 地域住民が避難、本校職員が避難誘導
- (4) 参加地区 ①柴崎地区、②吉岡東地区、③舞野地区、④蒜袋地区

3 訓練形態

- (1) 大和町指定緊急避難場所の設定（グラウンド）、避難してきた地域住民の適切な誘導及び掌握。
- (2) 避難後の正確な情報収集。（周辺道路の安全、ライフラインの状況）
- (3) 地域及び学校の役割分担確認

4 避難場所及び避難経路

- ・避難場所はグラウンド。
- ・避難経路図は別紙による。

5 その他

- ・事前に地域学校安全委員会で訓練内容及び協力体制等を確認するものとする。

緊急時避難経路図

(校舎内) 一次避難場所：グラウンド、二次避難場所：体育館、三次避難場所：テニスコート

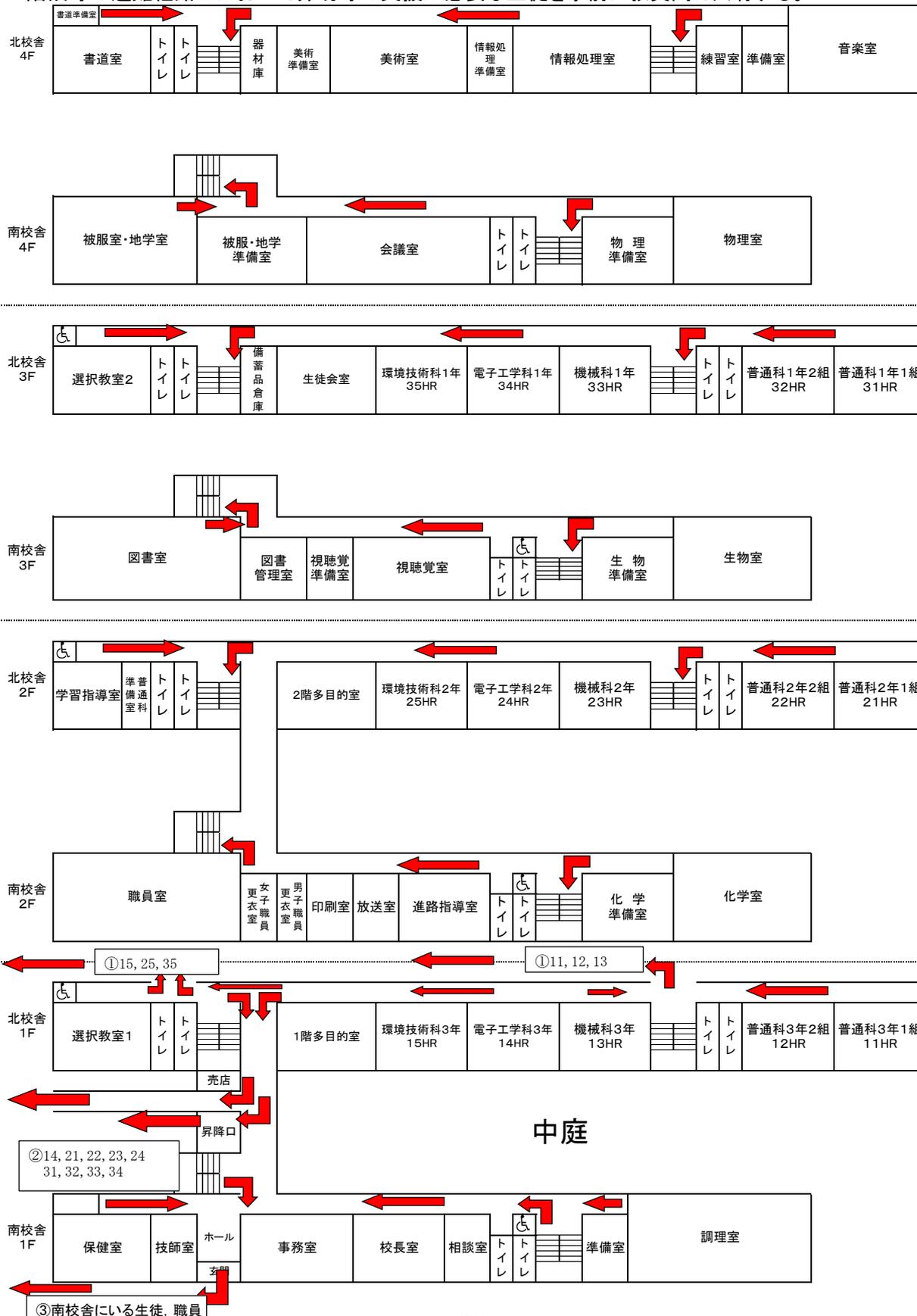
①北校舎：15, 25, 35の生徒は環境技術科職員室方面への出口から避難

②北校舎：11, 12, 13の生徒は13教室脇の出口から避難

③北校舎：上記①, ②以外の生徒は生徒昇降口から避難

④南校舎：職員玄関から避難

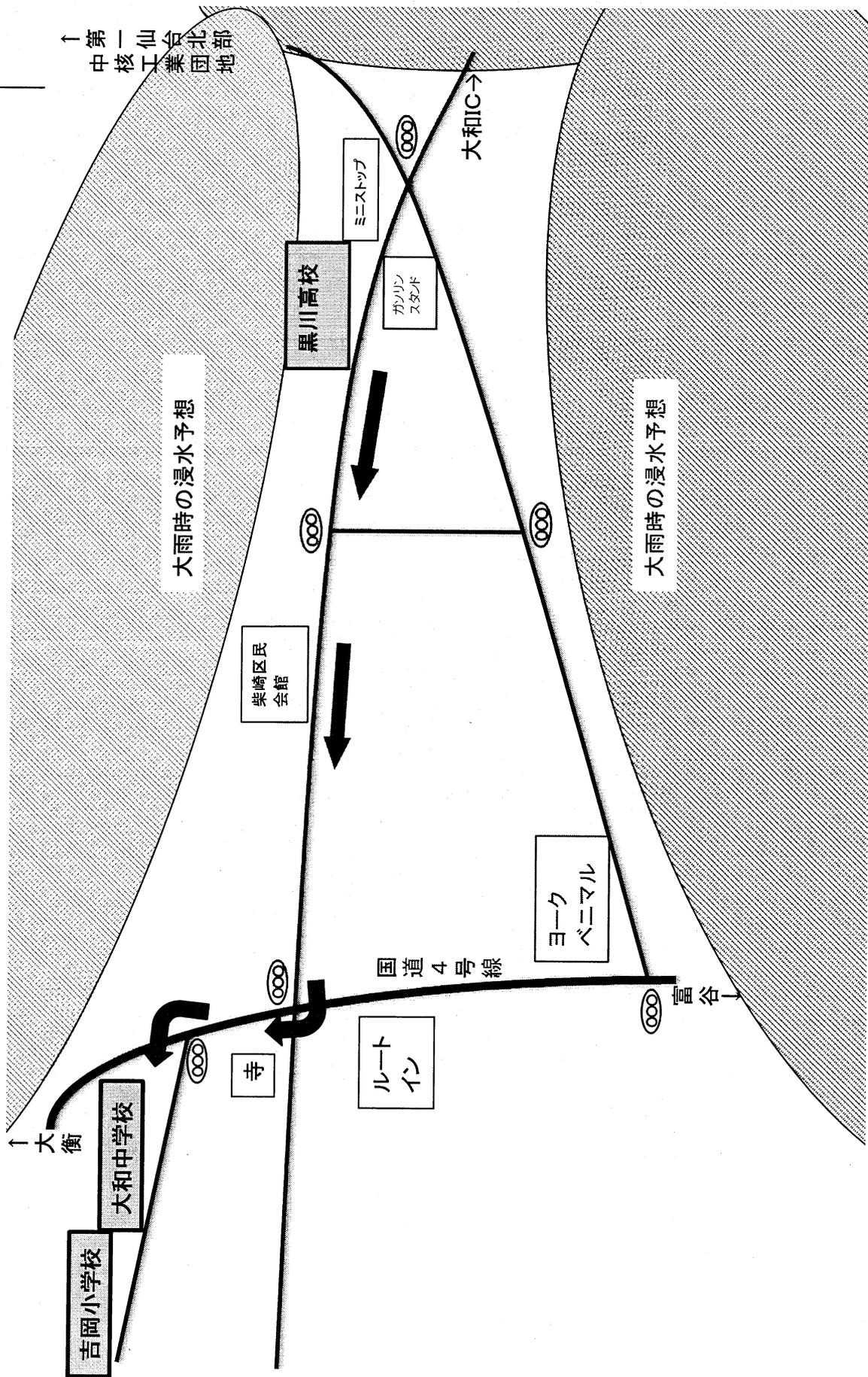
* 階段等の避難経路上において介助等の支援が必要な生徒を事前に教員間で共有する。



緊急時避難経路図(学校外:柴崎地区避難場所 大和中学校・吉岡小学校)

黒川高校～大和中学校・吉岡小学校:徒歩約20分,避難経路上において介助等の支援が必要な生徒を事前に教員間で共有する。

4



具体的対処の例

(1) 平日授業中の対処例 [地震・津波]

- 1) 3月中旬の6時間目の授業，気温は低く雪が降り始める。
- 2) 公共交通機関は運行停止，道路は渋滞し，外部との電話連絡は不通である。
- 3) 地震により備品等が落下・倒壊して負傷者が発生する。停電・断水になったが火災は発生せず。

<状況>

対処行動 ▲：本部長の判断または指示，○：教職員の対処行動，■：口頭または放送による指示
●：生徒の行動として特に重要なもの

14:00

～地震発生～

14:02

安全確保措置

○ 各所の職員はその場にいる生徒に対して安全を図るための行動を指示する。
→ 揺れがおさまるまで机の下に身を隠す。

○ ドアを開放する等して出口を確保する。

■ 放送による指示 <事務部，総務部>

「落下物や倒壊物やガラスなどに注意してその場で身の安全を守りなさい！」

「火気を使用している場合は揺れが収まってから注意して消火しなさい！」

- 生徒はまず落下物や倒壊物や割れた窓ガラスなどから身を守る行動をとる。
机の下にもぐる，窓から離れる，火気から離れる，姿勢を低くし頭を防護する。
- 生徒は周囲の状況を冷静に判断し落ち着いて静かに行動する。放送等による指示に注意する。(大きな悲鳴などは周囲を不安にしました指示が聞き取れなくなるので冷静になることが重要)

～揺れが収まる～

14:05

初動措置開始

▲ 本部長は避難場所をグランドと決定

■ 放送による指示 <事務部，総務部>

「生徒・職員は周囲の状況に注意しながらただちにグランドに避難しなさい！」

「屋外を移動する際はできるだけ建物から離れて行動しなさい！」

○ 各所の職員は生徒を誘導し原則として避難経路に従ってグランドに避難させる。

○ 動けない負傷者がいる場合には現場に残り他の生徒に連絡させる。

- 生徒は静かにグランドに移動し学年・クラス単位に整列し点呼に備える。

<職員室等にいる職員の動き>

- 教頭(本部班員)は不在の職員を確認してから避難する。
- 本部班はトランシーバー・記録用紙などを持って避難する。
- 学年主任(避難・誘導班)は出欠黑板によって在校している生徒数を確認して避難する。
- 避難・誘導班は職員室に残っている出席簿を持って避難する。
- 消火・工作班は安全用具・無線機・校舎配置図などを持って避難する。
- 救護班は担架および救急薬品を持って避難する。

14:20

対処態勢確立

14:30

<点呼完了>

○ 教職員は避難場所ではまず学年単位に集合し点呼をとってから本部に報告する。

○ 教頭は職員不在状況に応じて対応組織の変更を指示する。

○ 各班ごとに集合し任務に応じた係分担を決定する。

○ 避難・誘導班は生徒を整列させ点呼をとり行方不明者の有無を確認してから本部に報告する。

14:35

<点検開始>

15:00

初動措置終了

- ▲ 本部長は機動班に対して校内の搜索を指示
- 消火・工作班は取り残された生徒の搜索および被害状況の確認を開始する。
- 事務部は特にライフラインの被害状況を確認する。
- 他の班はそれぞれの任務の準備を開始する。
- 消火・工作班から校内に負傷した生徒が取り残されているとの連絡あり。
- 救助チームが救助に向かい負傷者を搬出する。
- 救護班が負傷者の手当を行い病院に緊急搬送の有無を判断し報告する。
- 生徒の掌握と安全確保と校内の被害状況把握が完了する。

16:00

<下校開始>

- ▲ 本部長は保護者が迎えに来た場合に限り生徒を下校させることを決定する。
- ▲ また待機場所を体育館とすることを決定する。
- ▲ また本部を事務室とし救護所を保健室とすることを決定する。
- 以下の事項を生徒に指示し下校させる

16:10

待機態勢準備開始

- 周囲の状況に注意しながら教室等に戻り下校の準備をすること
- 下校する生徒は掌握係職員に必ず報告してから下校すること
- いったん下校したが引き返してきた場合は必ず待機場所で掌握係に報告すること
- 周囲の状況に充分注意しながら安全に下校すること
- 直ちに下校できない生徒は下校の準備をして待機場所に移動すること

16:15

<待機生徒集合>

- 避難・誘導班は避難場所において直ちに下校するか校内で待機するかを確認する。
- 職員は迎えの車の誘導や交通整理、生徒の相乗り帰宅方法まで確認する。

16:40

待機態勢確立

- 事務部は停電時の対処措置を実施する。
- 避難・誘導班は待機場所の被害を復旧し待機場所を設営する。
- 校内が暗い場合は避難・誘導班と消火・工作班は本部と待機場所を発電機によるライトで照明する。
- 避難・誘導班は以下の注意事項を生徒に指示し待機場所で生徒を掌握する。

- 下校する場合は避難・誘導職員に必ず報告してから下校すること。
- 何らかの理由で待機場所を離れる場合は避難・誘導係職員に必ず報告すること。
- 飲用水やトイレ用の水を確保するため一時トイレの使用箇所を制限する。

▷大半の生徒が下校したが迎えを待つ生徒および帰宅が困難な生徒数十名が残留

19:00

宿泊場所準備開始

- ▲ 本部長は帰宅が極めて困難もしくは危険な生徒を宿泊待機させることを決定する。
* 宿泊待機場所は2階以上の教室とする。

19:30

宿泊場所態勢確立

- 消火・工作班は宿泊待機措置を実施する。
- ▲ 本部長は必要最小限の宿泊可能な職員を残し他の職員に帰宅を指示する。
- 宿泊待機態勢に応じた臨時的班を編成
→ 本部班若干名、掌握班若干名、事務部若干名
- 非常食の配布

(2) 放課後・休日等の対処例 [地震] (放課後の各種資格講習, 部活動, などを想定)

- 1) 放課後の各種資格講習, 部活動などで多くの生徒が学校に残っている。
- 2) 公共交通機関は運行停止, 道路は渋滞。外部との電話連絡は不通。
- 3) 地震により備品等が落下・倒壊し負傷者が発生。停電・断水したが火災は発生せず。
- 4) 管理職不在の時は協議して対策本部長を決めて対応しておく。

< 状 況 >

対処行動 ▲: 本部長の判断または指示, ○: 教職員の対処行動, ■: 口頭または放送による指示
●: 生徒の行動として特に重要なもの

17:00
~地震発生~

- 各所の職員はその場にいる生徒に対して安全を図るための行動を指示する。
- ドアを開放するなど出口を確保する。

17:02
安全確保措置

- 放送による指示 <職員室または事務室にいる職員が放送する>
「落下物や倒壊物やガラスなどに注意してその場で身の安全を守りなさい!」
「火気を使用している場合は揺れが収まった後に注意して消火しなさい!」

17:05
~揺れが収まる~

- 生徒はまず落下物や倒壊物や割れた窓ガラスなどから身を守る行動をとる。
→ 机の下にもぐる, 窓から離れる, 火気から離れる, 姿勢を低くし頭を防護する。
- 生徒は周囲の状況を冷静に判断し落ち着いて静かに行動する。放送等による指示に注意する。

17:05
初動措置開始

- 動けない負傷者がいる場合には他の生徒が職員室に連絡する。

17:10
対処態勢確立

- 放送による指示 <職員室または事務室にいる職員が放送する>
「生徒は次の指示があるまでその場で待機しなさい!」
「動けない負傷者がいる場合には他の生徒が職員室に連絡しなさい!」
「余震に備え周囲の状況に十分注意して落ち着いて行動しなさい!」
- 各所の職員は生徒に「次の指示があるまでその場で待機」を指示し職員室に集合する。
- 動けない負傷者がいる場合には現場に残り他の生徒に職員室に連絡させる。
- ▲ 本部長は避難場所をグラウンドと決定する。

17:15
<避難開始>

- 生徒は静かにグラウンドに移動し学年・クラス単位に整列する。
- 話をしないで指示に従ってすみやかに点呼を行う。

17:30
<点呼完了>

- ▲ また職員の役割分担を指示する。
→ 本部班若干名, 避難・誘導班若干名, 消火・工作班若干名, 救護班若干名を組織する。
→ 各班は必要物品を持って避難場所に移動する。

18:30
<下校開始>

- ▲ 本部長は保護者が迎えに来た場合に限り生徒を下校させることを決定する。
- ▲ また待機場所を体育館とすることを決定する。
- ▲ また本部を事務室とし救護所を保健室とすることを決定する。

<以下は授業中の対処法と同じ要領で行う>

(3) 平日授業中・登下校中の対処例 [突風・竜巻]

1) 管理職不在の時は協議して対策本部長を決めて対応しておく。

<状況>

対処行動 ▲：本部長の判断または指示，○：教職員の対処行動，■：口頭または放送による指示
●：生徒の行動として特に重要なもの

14:00

- 気象情報を確認し、空の様子を見て発達した積乱雲が近づいているか確認する。
- ※「発達した積乱雲が近づく兆し」
 - ・真っ黒い雲が近づき周囲が急に暗くなる
 - ・雷鳴が聞こえたり，雷鳴が見えたりする
 - ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
 - ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す

14:05

<避難開始>

- ▲本部長はかなり高い確率で竜巻が発生すると判断する。避難場所を校舎内と決定
- 放送による指示 <職員室または事務室にいる職員が放送する>
「突風・竜巻が発生する可能性があります。校舎内に避難し身の安全を守りなさい！」

～竜巻が間近に迫
ったら～

学校にいるとき

教室にいる場合

- 窓を閉め（鍵をかける），カーテンを閉める。
- 出入り口のドアを閉める。
- 窓から離れる。【大きなガラス窓の下や周囲は危険】
- 帽子をかぶったり，机の下に入ったりするなど，身を小さくして頭を守る。
- 教室以外の校舎にいる場合
※特別教室は教室と同じ対応
- 壁の近くなど，物陰に入って身を小さくする。

屋外にいる場合

- 校舎など丈夫な建物に避難する。【物置やプレハブの中は危険】
- 生徒は周囲の状況を冷静に判断し落ち着いて静かに行動する。放送等による指示に注意する。

- 生徒に指示をして，安全な場所を確保し，安全な姿勢を取らせる。
- ※廊下等にいる場合は，窓から離れた場所に身を隠すよう指示する。
- 生徒を素早く校舎内へ誘導し，安全の確保に努める。

登下校中のとき

天候の急変が予想される場合は，登下校を控える。

〈万が一登下校中に遭遇した場合〉

- 近くの丈夫な建物に避難する。
- 建物に避難できない場合は，くぼみなどに身をふせる。
- 【電柱や太い樹木も倒壊する危険があるので，近寄らない】

- 生徒に竜巻が発生したときの対応の仕方について，事前に確認しておく。
- 自宅においての対応の仕方についても事前に確認しておく。

14:15

- 点呼完了後，各所の職員は生徒に「次の指示があるまでその場で待機」を指示し職員室

<避難及び
点呼完了>

14:30

～竜巻発生～

15:30

～竜巻通過～

16:30

～通学路安全確認
終了～

16:50

<下校開始>

に集合する。

■ 放送による指示 <職員室または事務室にいる職員が放送する>
「生徒は次の指示があるまでその場で待機しなさい！」

○各所の職員は生徒に「次の指示があるまでその場で待機」を指示し職員室に集合する。
○生徒の状況（けが等）を確認するとともに、校舎の状況について確認する。
○気象情報を確認し、竜巻が完全に通過し学校周辺の安全が確保されたことを確認する。
○通学路の安全が確保されたことを確認する。

▲ 本部長は保護者が迎えに来た場合に限り生徒を下校させることを決定する。
▲ また待機場所を体育館とすることを決定する。
▲ また本部を事務室とし救護所を保健室とすることを決定する。

(4) 平日授業中・登下校中の対処例 [弾道ミサイル落下時の行動]

宮城県教育庁スポーツ健康課 平成29年4月26日通知

1) 管理職不在の時は協議して対策本部長を決めて対応しておく。

<状況>

- ・ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを活用して、市町村の防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報が発信される。
- ・弾道ミサイルは発射して極めて短時間で着弾する。
(ミサイルの種類や発射場所によって異なるが、約10分前後で着弾)

<メッセージが流れた後の避難行動>

【屋外にいる場合】

- ・近くのできるだけ丈夫な建物や地下街に避難する。
(木造の建物に比べ、コンクリート構造の建物がより安全である)
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- ・窓から離れできれば窓のない部屋へ移動する。(暴風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないため)

<ミサイルが着弾した後の行動>

- ・テレビ、ラジオ、インターネット等を通して情報収集に努める。
- ・行政等から指示があった場合は、それに従って落ち着いて行動する。

【屋外にいた場合】

- ・口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内、または風上に避難する。

【屋内にいた場合】

- ・換気扇を止め、窓を閉め、できればガムテープ等で目張りするなどして密閉する。

<その他>

- ・特に休日は、部活動、大会、家族旅行等で、屋外にいることが多い中、危険を予測し、正しく判断して行動することが重要である。
- 最悪の事態が起きないことを願いながらも、万が一の場合に備えておくことを前提に指導する。
- 指導を行う際には、北朝鮮への一方的な対国感情を抱かせる指導、いたずらに危機感・恐怖感を与える言動、極端な行動制限などの不適切な指導にならないように配慮する。

25 学校再開に向けた対応

下記の教育活動再開への取組について災害対策本部で情報収集を行い、それをもとに生徒の登校に支障がないと総合的に判断した時点で学校を再開するものとする。

教育活動再開への取組

<p>【生徒等，教職員の被害状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒の安否と所在場所の確認 ○教職員の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員は，できるだけ速やかに電話，家庭訪問，避難所先を訪問し，生徒の被害状況を確認する。 ○生徒の避難先，連絡方法，健康状態等を「避難確認カード」に記入する。 ○教職員の安否，被害状況を確認する。
<p>【家庭・保護者の被害状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者の安否と所在場所の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域，PTAと連携を図りながら，家庭・保護者の安否確認，所在場所，学校区内の被災状況を確認する。
<p>【学校施設・設備等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建物の構造部材，副構造部材の点検と補修 ○ライフライン（水道，電気，ガス等）の復旧状況 ○危険箇所の立入禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検 ○校舎内外の清掃・消毒 ○災害の程度によって仮設校舎の建設要請 ○移転先での学校再開の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の程度によって，校舎や施設設備等の使用再開について，専門家（応急危険度判定士等）の点検を受けて決定する。 ○ライフラインの状況を点検し，関係機関に復旧に向けた協力を依頼する。 ○化学室や各科実習室等の危険薬品，灯油保管場所状況等を確認する。 ○校舎内へ浸水があった場合は，清掃，消毒を実施する。
<p>【通学方法の確認と通学路の安全点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険箇所の点検と補修箇所の報告 ○公共交通機関の運行状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路の安全を確認し，危険箇所について関係機関へ連絡する。 ○公共交通機関の再開の目途を確認する。
<p>【教育環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授業形態の工夫と教職員の配置 ○教科書，学校用品の損失状況の確認と発注 ○支援物資の取りまとめ（教育員会との連携） ○文部科学省ポータルサイトの活用（支援物資） ○心のケア（スクールカウンセラーとの連携） ○マスクミ，外部ボランティア団体等の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○当面の授業形態（午前授業，短縮授業等）と学習プログラムを検討する。 ○教科書，学用品の滅失棄損状況を確認し，不足教科書等の確保に努める。 ○スクールカウンセラーを派遣するなど心のケア対策を講じる。 ○マスクミ対応，ボランティア団体の受入れの対応は，校長及び教頭が行う。
<p>【指定緊急避難場所との共存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所運営組織と協議 ○立入制限区域の明示 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設が指定緊急避難場所として使用されることがあるため，立入制限区域を明示することや，お互いの生活のルールを確認する。

26 地域学校安全委員会の設置・運営について

1 基本的な考え方

自然災害は、日頃から地域全体で備えをしておく必要があることから、家庭、地域、関係機関等が連携・協働できるような体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ取り組むことが重要である。

令和6年度に向けて体制を構築し、この地域での発生が予想される災害やその備えについて共通理解を図りたい。

2 会員の構成

- (1) 黒川高校：校長，教頭，事務室長，総務部長，防災主任
- (2) 地域：区長もしくは自主防災組織リーダー（柴崎地区，吉岡東地区，舞野地区，蒜袋地区）
- (3) 大和町内小中学校防災担当者
- (4) 大和町総務部防災担当者
- (5) その他：第3条の目的に賛同した者

3 設置までの予定概略

令和5年 6月～8月	区長及び地区自主防災組織リーダーへの趣旨説明及び連絡調整
令和5年10月	令和3年度第1回地域学校安全委員会（協議事項：会則等）
令和6年 4月	令和4年度第1回地域学校安全委員会 （協議事項：第1回合同防災訓練等）
令和6年 6月	第1回合同防災訓練

4 宮城県黒川高等学校地域学校安全委員会 会則（案）

（名称）

第1条 この会は、宮城県黒川高等学校地域学校安全委員会（以下本会）と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、宮城県黒川郡大和町吉岡字東柴崎62番地に置く。

（目的）

第3条 本会は、災害時における学校と地域の協力体制を確立するための活動を行い、地域全体の安全に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校安全計画及び安全対策マニュアルに基づいた協力体制を整備するための事業。
- (2) 学校と地域の合同防災訓練を開催するための事業。
- (3) 学校安全計画や安全対策マニュアルの作成・見直しを行う場合の意見・助言聴取のための事業。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業の実施。

（会員）

第5条 本会の会員は第3条の目的に賛同し入会した者とする。

（入会）

第6条 入会しようとする者は、入会届を会長に提出し、総会の承認を得るものとする。

（退会）

第7条 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(役員の数)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名

2 第1項の役員は総会において選任する。

3 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(役員職務)

第9条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表して、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、これに事故があるとき又は欠席のときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は会長の命を受け諸般の事務にあたる。

(会議)

第10条 総会は定例総会と臨時総会とし、定例総会は毎年4月に開催し臨時総会は必要に応じ開催する

2 役員会は適時必要なときに開催する。

(会議開催)

第11条 会議は会議出席者をもって開催することができる。

(議決の数)

第12条 会議の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

(総会の議決事項)

第13条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の承認
- (2) その他会長が付議した事項

(役員会)

第14条 役員会は役員をもって構成する。

2 役員会は総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(規約の撤廃)

第15条 本会の規約は総会の出席者の3分の2以上の同意を得て改廃することができる。

(委任)

第16条 この規約に定めるものの他、必要な事項は役員会の議決を得て、会長が定める。

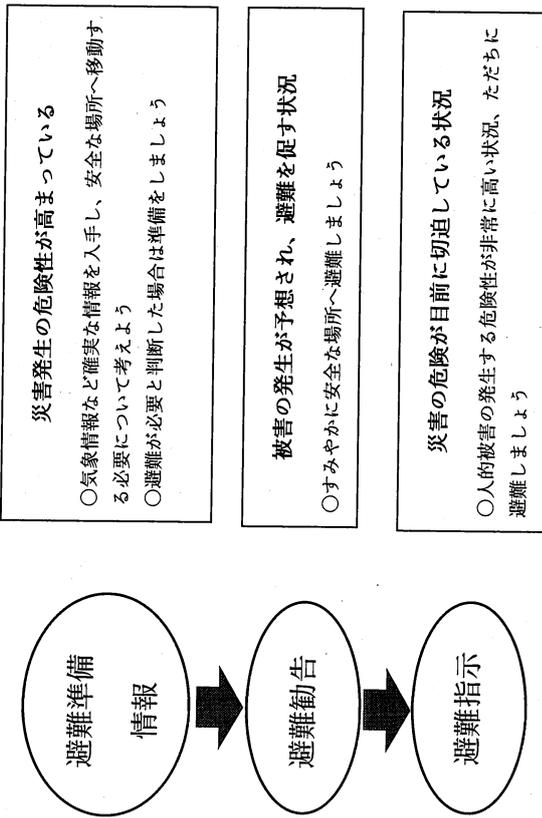
附則 この会則は令和6年4月1日から施行する。

27 命を守る避難マニュアル

1. 避難に関する情報

自分は大丈夫と思わず、情報を入手して安全を確保しよう。

避難をして空振りに終わってもラッキーと思って。



2. 自宅周辺や通学路の危険箇所を確認

○津波の浸水区域や川が氾濫した場合の浸水地域、土砂災害の危険箇所など確認しておきましょう
※情報は大和町のホームページに掲載しています（大和町洪水ハザードマップ）

3. 学校での避難

先生方の指示に従い、安全に避難しよう

- 第1次避難場所：グラウンド
- 第2次避難場所：体育館
- 第3次避難場所：テニスコート

学校内では情報を発信するので、指定した避難場所に全員避難しましょう。

4. 地震が起きたら

自宅や屋内にいたときは

- 身の安全を確保（転倒のある家具などから離れ、テーブルなどの下で身を守ろう）
- 慌てて外に飛び出さない（落下物などで思わぬ怪我をすることもあります）
- 濡れたガラスに注意（室内を歩くときはスリッパか靴を履きましょう）
- 逃げ道の確保（玄関や部屋の窓を開けましょう）

屋外にいたときは

- 落下物に注意（窓ガラスや看板などの落下物に注意しましょう）
 - 塀（へい）などに注意（ブロック塀など倒れやすいものには近づかないようにしましょう）
- 大きな地震を感じたら
- 津波警報などの発表を待たずに、海や川などから離れ、高台に避難しましょう
 - 津波警報が出たら、解除されて安全が確認できるまで避難を続けましょう

5. 大雨が続いたら

情報を確認

- 雨が降り出したら気象情報や避難情報などに注意しましょう
 - 市や町から避難に関する情報が発表されていないか確認しましょう
 - 浸水する地域や土砂災害が予想される地域は早めに避難しましょう
- ～避難所に避難が困難になった場合は、できるだけ高い場所に移動しましょう～

6. Jアラートが鳴ったら（特別なサイレン音）

弾道ミサイルはわずか10分もしないうちに到達する可能性があります

- 屋外にいる場合・・・近くの建物の中か地下へ避難
- 建物がない場合・・・物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭を守る
- 屋内にいる場合・・・窓から離れるか、窓のない部屋に移動

7. 災害用伝言ダイヤル「1711」

- 災害の発生により、被災地への通信がつかなくなりくい状況になった場合に提供が開始されます
- 一つの伝言あたり30秒の録音ができます。その音声の伝言は48時間保存されます。

【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル	171			
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。			
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)
		1	3	2	4
			[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX		[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地域の方はご自宅の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地域の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい 0XX XXX XXXX			
伝言ダイヤルセンターに接続します。					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXX (暗証番号XXXX) の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。		[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXXの伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。	
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ビツという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ビツという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返すときは数字の8を、次の伝言に移る時は数字の9を押して下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正される時は数字の8を押して下さい。再生が不要な方は9を押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。電話をお切り下さい。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加し録音される時は数字の3を押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください) [ガイダンス] 電話をお切り下さい。
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。					
⑤	終了	自動で終話します。			

覚えてください、災害時の声の伝言板 **災害用伝言ダイヤル(171)**

29 黒川高等学校 学校医・医療機関一覧表

名 称		病 院 名 等	住 所	TEL FAX
管理校医	内科	黒川病院 南家 俊介 先生	〒981-3682 大和町吉岡字西桧木60番地	345-3101 F 345-3143
学校歯科医 (第一歯科校医)	歯科	みやび歯科医院 小野寺 雅浩 先生	〒981-3621 大和町吉岡字上柴崎93-1	345-3918 F 345-3170
学校歯科医 (第二歯科校医)	歯科	にのみや歯科医院 二宮 孝朗 先生	〒981-3626 大和町吉岡南2-15-10	344-2601 F 344-2602
校 医	眼科	かとう眼科医院 加藤 圭一 先生	〒981-3627 大和町吉岡東2-8-10	347-1682 F 347-1683
校 医	耳鼻科	なりた耳鼻咽喉科 吉田 征之 先生	〒981-3341 富谷市成田4-18-8	344-6208 (TEL/FAX)
学校薬剤師		アイカ薬局 佐々木 慎一先生	〒980-0022 仙台市青葉区五橋2-1-17	393-6330 F393-6329
健康管理医 (教職員)		富谷中央病院 工藤 啓 先生	〒981-3328 富谷市上桜木2丁目1-6	779-1470 F 779-1481
内科・外科・整外・婦人科等		黒川病院	大和町吉岡字西桧木60番地	345-3101
内科・消化器内科等		大和クリニック	大和町落合まいの2丁目2-4	345-3411
整形外科		ほそごえ整形外科	大和町吉田字高田33	725-4645
内科・循環器内科等		吉岡まほろばクリニック	大和町吉岡まほろば1丁目5-4	345-9901
内科・外科・産科・婦人科等		富谷医院	富谷市ひより台1-45-1	358-2871
整形外科(土日祝も診療)		泉整形外科病院	仙台市泉区上谷刈丸山6-1	373-7377
整形外科		本間記念東北整形外科	仙台市泉区上谷刈4-9-22	371-5511
脳神経外科		泉病院	仙台市泉区長命ヶ丘2-1-1	378-5361
結核予防会		事務局(胸部検診係) 健康相談所(興生館)	仙台市中山吉成2-3-1 仙台市青葉区宮町 1-1-5	719-5161 221-4461
尿・心臓検診 職員検診		予防医学協会(事務局)	仙台市泉区高森二丁目1-39	343-7001 F 343-7083
"		塩釜保健所 黒川支所	富谷市ひより台2-42-2	358-1111
"		大和タクシー	大和町吉岡上野62-2	345-2181

宮城県黒川高等学校

〒981-3685 黒川郡大和町吉岡字東柴崎62

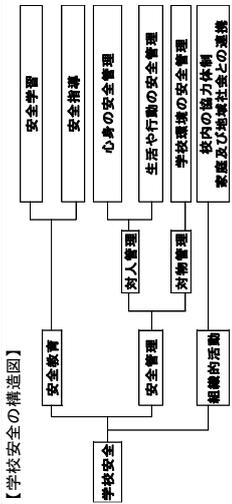
☎; 022-345-2171 FAX; 022-345-2172

※病院受診の場合は原則として(緊急の場合を除き)家庭へ連絡の上病院選択をし、受診をさせる。

項目	4	5	6	7-8	9	10	11	12	1	2	3
地理歴史	安全心通学	学校生活での安全	梅雨期の健康安全	野外活動での安全	学校行事での安全	交通道德の理解	安全な行動	事故・災害の防止	安全な通学	事故原因と対策	安全な生活
理科	(現)地震・津波について	(現)宮城の地形	(現)公署防止と環境保全	(現)地球環境問題	(現)人間としての生き方	(現)人問としての生き方			(現)公害問題		
安全	方策、避難、津波の安全な対応	観察、移動における法的注意及び危険防止の留意	物波の重ね合わせの原理による津波の理解	物衝突運動エネルギー及び運動エネルギー保存法則による衝突の理解	(科学)物質と人間生活の身近にある化学物質の性質の正しい理解	(物)電気器具の取扱い上の注意			(科学)病原体と免疫	(科学)地震の性質	(科学)太陽風と放射能
保健体育	体育施設、用具の安全点検	定期健康診断の結果から自己分析	発汗作用について	熱中症の予防	体育施設、用具の安全点検	(限)健康と運動			体育施設、用具の安全点検	(限)職業と健康	安全に関する評価
家庭	既往症の把握	(限)交通安全			体育大会の事故防止				体育施設、用具の安全点検	(限)応急手当	体育施設、用具の安全点検
実践・実習を伴う科目	実習指導計画、整理の徹底	実習指導計画、整理の徹底	実習指導計画、整理の徹底	実習指導計画、整理の徹底	実習指導計画、整理の徹底	実習指導計画、整理の徹底	実習指導計画、整理の徹底	実習指導計画、整理の徹底	実習指導計画、整理の徹底	実習指導計画、整理の徹底	実習指導計画、整理の徹底
主な学校行事	入学式	大祭	入学式	入学式	入学式	入学式	入学式	入学式	入学式	入学式	入学式
生活安全の指導	入学式	入学式	入学式	入学式	入学式	入学式	入学式	入学式	入学式	入学式	入学式
交通安全の指導	交通安全講座(全学年)	交通安全講座(3年)	交通安全講座(2年)	交通安全講座(1年)	交通安全講座(1年)	交通安全講座(1年)	交通安全講座(1年)	交通安全講座(1年)	交通安全講座(1年)	交通安全講座(1年)	交通安全講座(1年)
災害安全の指導	災害時の連絡体制の確立	災害時の連絡体制の確立	災害時の連絡体制の確立	災害時の連絡体制の確立	災害時の連絡体制の確立	災害時の連絡体制の確立	災害時の連絡体制の確立	災害時の連絡体制の確立	災害時の連絡体制の確立	災害時の連絡体制の確立	災害時の連絡体制の確立
1年活動	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して
2年活動	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して
3年活動	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して	高校に入学して
部活動	部活動	部活動	部活動	部活動	部活動	部活動	部活動	部活動	部活動	部活動	部活動
対人管理	対人管理	対人管理	対人管理	対人管理	対人管理	対人管理	対人管理	対人管理	対人管理	対人管理	対人管理
対物管理	対物管理	対物管理	対物管理	対物管理	対物管理	対物管理	対物管理	対物管理	対物管理	対物管理	対物管理
学校安全に関する組織活動	学校安全委員会	学校安全委員会	学校安全委員会	学校安全委員会	学校安全委員会	学校安全委員会	学校安全委員会	学校安全委員会	学校安全委員会	学校安全委員会	学校安全委員会

平成21年4月に、「学校保健安全法」が施行され、総合的かつ体系的に安全指導を進めることが求められ、学習指導要領でも、安全に関する指導が明記された。

安全教育の3領域(交通安全・生活安全・災害安全)は、密接に関連しあうものであり、今後の安全教育の充実を図るため、3領域を総合的・横断的・体系的



32 安全点検表 (教室用)

点検項目・実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
ドア													
外窓サッシ・ガラス													
廊下側サッシ・ガラス													
蛍光灯													
プロジェクター													
エアコン													
ヒーター													
サーキュレーター													
換気扇													
カーテン													
掃除用ロッカー													
掃除道具													
教卓													
生徒用机													
生徒用イス													
黒板													
黒板消しクリーナー													
時計													
床面													
壁面													
天井													
生徒用ロッカー													
その他													

- ・火元責任者が毎月点検を行う。
- ・それぞれの項目で動作確認・がたつき・破損がないか等の点検を行い危険箇所を抽出する。
- ・危険箇所を把握した場合は速やかに防災主任に報告すること。